目次

国土交通省

1. 車両管理上必要な関係法令 …… P2

2. 整備管理者の役割 …… P6

3. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容 …… P18

4. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策 …… P28

5. 車両の整備管理の内容 …… P46

6. 運転者等に対する指導教育（方法と実務） …… P49

7. その他整備や事故防止対策に関するお知らせ …… P58

国土交通省

1 車両管理上必要な関係法令

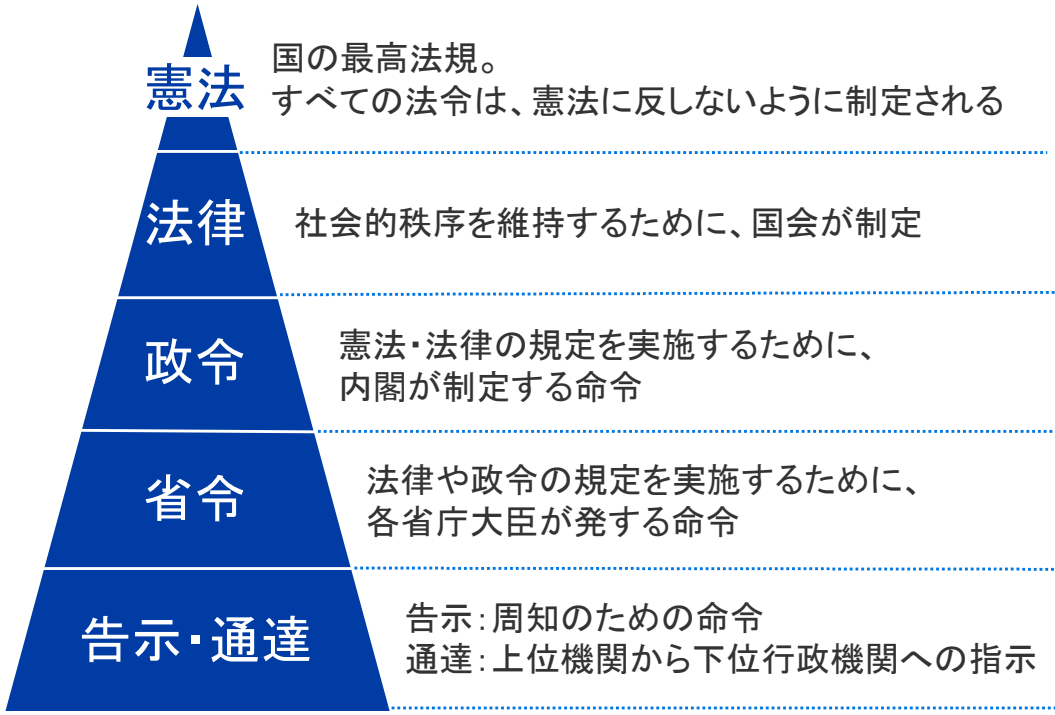
①道路運送車両法の目的・体系

国土交通省

【整備管理者に関する法令】

整備管理者の業務は、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の法律に規定されており、その具体的な実施方法は道路運送車両法施行規則等に規定されている

憲法、法令、命令の関係



整備管理者の業務に関する法令

誰が何をしなければならないのか 等

法律で定められた事項を実施するための具体的な実施事項や定義は何か 等

▶ 道路運送車両法、道路運送法、
貨物自動車運送事業法、道路交通法 等

▶ 道路運送車両法施行令、自動車登録令 等

▶ 道路運送車両法施行規則、
道路運送車両の保安基準、自動車点検基準 等

▶ 自動車の点検及び整備に関する手引 等、
事故防止の観点から発出されるもの 等

実務上の実施方法などの解釈や留意点 等

①道路運送車両法の目的・体系

国土交通省

【道路運送車両法】

- 道路運送車両法の目的のうち、特に「安全性の確保」「公害の防止・環境の保全」は整備管理者制度の目的ともいえる
- 道路運送車両法の各条項の定めを実施するための規定が、政省令や告示等で規定されている

● 道路運送車両法の目的

整備管理者制度の目的

道路運送車両に関する**①所有権の公証等、②安全性の確保、③公害の防止・環境の保全、④整備についての技術向上、⑤自動車整備事業の健全な発達により、公共の福祉を増進する**こと

● 道路運送車両法に関する政省令、告示・通達とその内容（例示）

項目	道路運送車両法	政省令	告示・通達
点検整備関係	第47条（使用者の点検及び整備の義務）		道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について
	第47条の2（日常点検整備）	点検基準第1条	自動車の点検及び整備に関する手引
	第48条（定期点検整備）	点検基準第2条	液化石油ガス（LPガス）を燃料とする自動車の構造基準について
検査関係	第61条（自動車検査証の有効期限）	施行規則第37条、第44条	自動車検査業務等の実施要領

【道路運送車両法】第1条

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

②その他車両管理上必要な法令・告示通達

国土交通省

【その他関係する法令】

道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、道路交通法と各法各条項に関する政省令、告示・通達についても正しい理解と実践が必要となる

- 道路運送車両法以外にも、法律とそれに対応する政省令、告示・通達により、整備管理者や運送事業者に関する責任や義務等が規定されている。
- 例えば、
 - 旅客運送を行う場合は道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則
 - 貨物運送を行う場合は貨物自動車運送事業法と貨物自動車運送事業輸送安全規則が、非常に重要となる他、
 - 運送事業者であるか否かを問わず、道路交通法の理解と実践が、道路利用には必要不可欠である。

法律	政省令	告示・通達
道路運送法	旅客自動車運送事業運輸規則、自動車事故報告規則	
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業輸送安全規則、 自動車事故報告規則	
道路交通法		故障車両の整備確認の手続き等に関する 命令の運用等について

国土交通省

2 整備管理者の役割

①整備管理者制度の趣旨及び目的

国土交通省

【整備管理者制度の趣旨及び目的】

整備管理者制度とは、専門的知識を持ったエキスパートが、使用者に代わって、車両の点検・整備を行う制度のことである

- 自動車の点検・整備は、使用者に義務が課せられている。
- 一方、使用する自動車の種類、台数等によっては、使用者自らが点検・整備することは、現実的に難しい。
 - 使用する自動車の台数が多い場合：管理・責任体制が曖昧になるおそれ
 - 大型バスのように車両構造が特殊な自動車を使用する場合：専門的知識を持って車両管理を行う必要

- 整備管理者制度は、法令に規定する台数以上の車両の使用者（「大型自動車使用者等」という）に代わり車両の管理を行う責任者として整備管理者を選任し、点検・整備の管理・責任体制を確立することで、自動車の安全確保や環境保全（騒音・排ガスなどの公害防止）を目的としている。

【道路運送車両法第47条】

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

②整備管理者の選任を必要とする使用者

国土交通省

【整備管理者の選任が必要となる基準】

一定以上の車両を保有する事業所（使用の本拠）ごとに、整備管理者を１人以上選任しなければならない

- 整備管理者の選任が必要となる自動車の保有台数は、事業の種類や自動車の種類によって定められている。

事業の種類	自動車の種類	台数
事業用	バス（乗車定員11人以上）	１両
	タクシー・トラック（乗車定員10人以下）	５両
自家用	バス（乗車定員30人以上）	１両
	バス（乗車定員11人以上29人以下）	２両
	トラック（乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上）	５両
	その他	選任の必要なし
レンタカー	バス（乗車定員11人以上）	１両
	トラック（車両総重量8トン以上）	５両
	その他	10両
貨物軽自動車運送事業	軽自動車又は小型二輪自動車	10両

- 保有車両数が増加しても、選任の義務付けは最低１人であるため、欠勤等により整備管理者が対応不能になる可能性がある。**人員不足に備えるため、対策として、整備管理者の追加選任や、整備管理者の補助者の選任をしておくとよい**。

③整備管理者になるために必要な資格

国土交通省

【整備管理者の資格要件】

整備管理者は、一定の要件を満たす者から選任できる

- 整備管理者は、以下の①②いずれかの要件を満たす者から選任できる。

①右の要件をいずれも満たす者	①−1. 整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車※の点検・整備又は整備管理に関し2年以上の実務経験を有する者 ①−2. 整備管理者選任前研修を修了した者
②自動車整備士技能検定（1～3級）に合格した者	

※「二輪自動車以外の自動車」と「二輪自動車」に分けられる。例として、二輪自動車の点検・整備に関し2年以上の実務経験がある場合でも、二輪自動車以外の整備管理者にはなれない。

- 以下の業務内容が、実務経験として認められる。

実務経験の種類	実務経験として認められる業務内容
点検・整備に関する実務経験	・整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験（工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に、技術上の指導監督的な業務の経験を含む） ・自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験
整備管理に関する実務経験	・整備管理者の経験 ・整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験 ・整備責任者として車両管理業務を行った経験

④整備管理者の法定業務

国土交通省

【整備管理規程】

整備管理者は、立場や職務範囲を明確にするため、整備管理規程を作成しなければならない

- 整備管理者は、使用者から点検・整備に係る権限を付与されているが、業務の実施にあたっては、立場や職務範囲を明確にしておかなければならない。
- 権限・地位や業務内容を明文化するため、**業務の執行に関する基準を整備管理規程として作成し、これに基づき業務を行わなければならない**。

【道路運送車両法施行規則第32条 】

法第五十条第二項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

一　法第四十七条の二第一項及び第二項に規定する日常点検の実施方法を定めること。

二　前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。

三　法第四十八条第一項に規定する定期点検を実施すること。

四　第一号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。

五　第一号、第三号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。

六　第三号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。

七　法第四十九条第一項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。

八　自動車車庫を管理すること。

九　前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

２　整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

④整備管理者の法定業務

国土交通省

【整備管理規程の例（一部抜粋）】

（例）

事業用

整 備 管 理 規 程（例）

●●（運送事業者名）
●●（整備管理者名）

令和●年●月●日
一部改正　令和●年●月●日

第１章　総則

（目的）
第１条　本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号。以下「施行規則」という。）第３２条第２項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

（整備管理者の選任等）
第２条　整備管理者の選任は、施行規則第３１条の４に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。
２　代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第７０条第１項第３号に該当する場合には１５日以内に、その旨を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。
３　整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。
４　整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙１に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。
５　代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

（補助者との連携等）
第３条　整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。
２　整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
３　前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

（運行管理者との連携等）
第４条　整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。
２　整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。
３　整備管理者は、車両管理状況について、毎月１回以上代表者に報告するものとする。

（整備管理規程の改廃）
第５条　整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。

第２章　権限及び職務

（整備管理者の権限）

（例）

第６条　整備管理者は、施行規則第３２条第１項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

（整備管理者の職務）
第７条　整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。
（１）日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施させること
（２）日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
（３）定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
（４）上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
（５）日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること
（６）定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
（７）日常点検表（別紙２）や点検整備記録簿、タイヤ脱着作業管理表（別紙３－１）及びタイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表（別紙３－２）等の記録を管理すること
（８）自動車車庫を管理すること
（９）上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

（車両管理の範囲）
第８条　整備管理者は、選任された使用の本拠において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

（補助者の権限及び職務）
第９条　補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。
２　補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。
３　整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
４　前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第３章　車両の安全確保及び環境の保全

（日常点検）
第１０条　整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号。以下「点検基準」という。）による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。
２　日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成１９年国土交通省告示第３１７号）及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

（日常点検の実施の徹底）
第１１条　整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

（日常点検結果の報告等）
第１２条　整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表（別紙２）に記入等させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表（別紙２）に記入等しなければならない。

（日常点検の結果の確認）

④整備管理者の法定業務

国土交通省

【整備管理者の法定業務】

整備管理者は、道路運送車両法により、実施すべき業務が決まっている

● 整備管理者は法定業務として、以下の業務を実施する。

日常点検に関する事項

- 実施の方法の決定
- 結果に基づく運行可否の決定
- 記録簿の管理

定期点検に関する事項

- 実施の方法の決定
- 点検の実施
- 定期点検の実施計画の決定
- 点検整備記録簿の管理

整備に関する事項

- 日常点検・定期点検の結果により必要な整備を実施
- 整備計画の決定
- タイヤ脱着時の作業管理表等、その他記録簿の管理

車庫に関する事項

- 使用車両の把握
- 収容能力（現在・将来）
- 点検施設等の整備、管理

指導・監督に関する事項

- 運転者・整備要員の指導・監督
- （外注を実施する場合）外注先の決定と指導・監督
 ※外注先とのスケジュール管理等を含む

⑤整備管理者の選任届出に関する事務手続きの要領

国土交通省

【選任等から届出までの日数】

整備管理者を選任する使用者において、一部の変更があった場合、運輸支局等に対し、規定の日数以内に届出をする必要がある

● 整備管理者を選任・変更・廃止した場合、規定の日数以内に届出をする必要がある。

届出の種類	届出の事由	届出までの日数
選任届	・整備管理者を新しく選任した ・営業所（使用の本拠）を新設し整備管理者を選任した	15日以内
変更届	・届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わった ・営業所（使用の本拠）の名称又は使用の本拠の位置が変わった ・事業の種類が変わった ・人事異動等で整備管理者が変わった ・整備管理者を増員/減員した ・整備管理者の氏名が変わった（婚姻、養子縁組） ・整備管理者の兼職の有無に変更があった（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）	15日以内
廃止届	・事業を廃止した、又は譲渡した ・営業所（使用の本拠）を廃止した、又は選任義務がなくなった	30日以内

● なお、整備管理者の補助者を選任・変更する際の届出は不要である。

⑤整備管理者の選任届出に関する事務手続きの要領

国土交通省

【届出書への記載事項】

届出書には、記載しなければならない事項がある

- 選任・変更・廃止届の届出書には、以下の内容を記載しなければならない。

1. 届出者の氏名又は名称及び住所
2. 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
3. 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
4. 大型自動車使用者等となった対象の自動車の数
5. 整備管理者の氏名及び生年月日
6. 資格要件のうち選任した整備管理者が該当するもの
7. 整備管理者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

【道路運送車両法施行規則第33条】

法第五十二条の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所
二　届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
三　整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
四　第三十一条の三各号に掲げる自動車の数
五　整備管理者の氏名及び生年月日
六　第三十一条の四各号のうち前号の者が該当するもの
七　整備管理者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

⑤整備管理者の選任届出に関する事務手続きの要領

国土交通省

【届出書の添付書類】

届出書には、添付しなければならない資料がある

- 届出書には、以下の資料を添付しなければならない。

①資格要件を証する書面	【実務経験で選任の場合】以下2つを添付 • 選任前研修を修了した旨を証するもの（修了証の写し等） • 実務経験の経歴が記載された書面（事業主等により証明がなされているもの）
	【自動車整備士資格で選任の場合】 • 整備士技能検定合格証書の写し
②整備管理規程	
③被選任者（整備管理者になる方）が、届出書の内容に同意したことがわかる書面	
④被選任者が、過去2年間（バスの場合は5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面	

⑥整備管理者の補助者

国土交通省

【整備管理者の補助者】

- 整備管理者のみでの整備管理が困難な場合には、整備管理者の補助者を選任できる
- 補助者は、整備管理者の業務を補助する者であり、日常点検に係る業務のみ単独で執行できる

- 管理する車両が多いなど、整備管理者が自ら業務を行うことが難しい場合、**整備管理者の補助者を選任して、業務を執行することができる**。
- 業務の執行に係る基準は、次の条件を満足しなければならない。

1. 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者、または整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。
2. 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
 （整備管理者の補助者の名簿を作成し、整備管理規程の中に明記すること）
3. 整備管理者が、補助者に対し下表に基づいて研修等教育を行うこと。

教育をするとき	教育の内容
補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容
整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容
整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたとき、その他必要なとき	・行政から提供された情報等必要な内容

4. 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
5. 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じ結果を記録・保存すること。

⑦整備管理者の責任・解任命令

国土交通省

【整備管理者の責任・解任命令】

- 整備管理者は、自動車の使用者から、「自動車の点検・整備、及び自動車車庫の管理」に関する事項処理に必要な権限が付与されている
- 職務を怠り、自動車の点検整備に起因する事故が発生した場合は、使用者が責任を負う
- 整備管理者が法令違反したときは、使用者に対し整備管理者の解任を命ずることができる

● 以下の場合、整備管理者の解任命令となりうる。

1. 整備不良による事故で、当該自動車の定期点検整備等が適切に行われていなかった場合
2. 整備不良による事故で、整備管理者が整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかった場合
3. 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合
4. 整備管理者が自ら不正改造を行ったり、不正改造の実施・使用を指示・容認した場合
5. 選任届の内容に虚偽があり、資格要件を満たしていなかった場合又は選任後に資格を満たさなくなった場合
6. 整備管理者としての職務の遂行が著しく不適切な場合

● 解任された場合、解任された日から2年間（バスの場合は5年間）は、整備管理者に選任することはできない。

【道路運送車両法第53条】

地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

国土交通省

3 自動車の点検整備（日常点検･定期点検）の内容

①点検・整備の義務、目的及び体系等

国土交通省

【点検・整備の義務】

- 日常点検整備は、一部の自動車（自家用乗用車等）を除き、一日一回、運行開始前に実施する必要がある
- 定期点検整備は、自動車の種別ごとに定められた頻度で実施する必要がある

自動車の種類	日常点検整備	定期点検整備
事業用自動車 バス（乗車定員11人以上） 大型トラック（最大積載量5トン、車両総重量8トン）	運行開始前	3か月に1回
レンタカー 大型以外のトラック		6か月に1回
自家用乗用車	適切な時期に実施	1年に1回

【道路運送車両法第47条の2】

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2　次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、**一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない**。

【道路運送車両法第48条】

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、**それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない**。

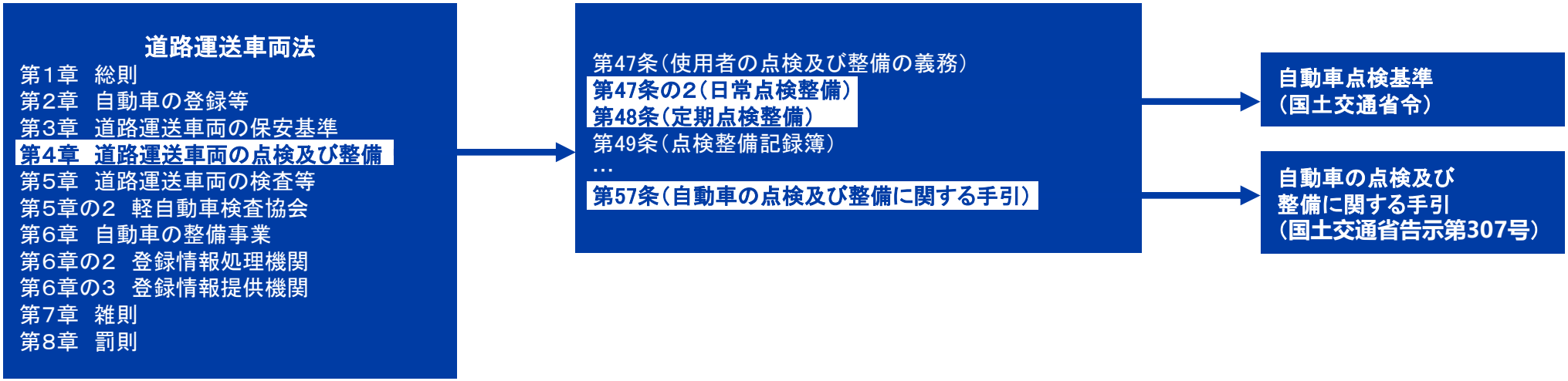
①点検・整備の義務、目的及び体系等

国土交通省

【自動車の点検整備に係る主な法体系】

- 自動車の点検整備については、道路運送車両法第４章に規定されている
- 点検整備の詳細な内容に関しては、「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載されている

- 自動車点検基準では、日常点検・定期点検の内容・項目を規定している。
- 自動車の点検及び整備に関する手引では、日常点検・定期点検の実施方法を規定している。



②点検・整備の内容及び項目

国土交通省

【日常点検の項目】

事業用自動車の日常点検の項目は、自動車点検基準の別表第1に記載されている

点検箇所	点検内容
ブレーキ	1　ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2　ブレーキの液量が適当であること。 3　空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4　ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5　駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
タイヤ	1　タイヤの空気圧が適当であること。 2　亀裂及び損傷がないこと。 3　異状な摩耗がないこと。 (＊1)4　溝の深さが十分であること。 (＊2)5　ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
バッテリ	(＊1)　液量が適当であること。
原動機	(＊1)1　冷却水の量が適当であること。 (＊1)2　ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (＊1)3　エンジン・オイルの量が適当であること。 (＊1)4　原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (＊1)5　低速及び加速の状態が適当であること。
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
ウインド・ウォッシャ及びワイパー	(＊1)1　ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (＊1)2　ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(＊1)の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
(＊2)の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

③日常点検の実務

国土交通省

【日常点検の実務における工夫】

日常点検を円滑に実施するために、整備管理者と運転者等とのコミュニケーションが不可欠である

- 日常点検は、法律による義務のほか、点検の適切な実施により、車両故障や故障による事故防止のため実施が求められる。整備管理者は運転者等に対し、日常点検の必要性を教育しておくことが求められる。
- 日常点検を適切に実施するための留意点を、あらかじめ教育しておくことが重要である。

 （例）

 - 平坦な場所で実施すること
 - タイヤに輪止めをかけること
- 日常点検を実施しやすくするための工夫として、次ページに示すような、日常点検表（チェックリスト）等を作成・活用することも推奨される。

③日常点検の実務

国土交通省

● 日常点検表（例）

令和　　年　　月　　日　天候：

登録番号又は車番		運転者（点検者）	
		整備管理者	㊞
		運行管理者	㊞

日常点検項目

	点検項目	点検内容	良・否
エンジンルーム	原動機	冷却水の量（※）	
		ファン・ベルトの張り具合、損傷（※）	
		エンジン・オイルの量（※）	
車両の周り	灯火装置・方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷	
	タイヤ	ディスク・ホイールの取付	
		空気圧	
		亀裂・損傷	
		異状摩耗	
		溝の深さ（※）	
	バッテリ	バッテリ液の量（※）	
	エア・タンク	凝　水	

	点検項目	点検内容	良・否
運転席	ブレーキ	踏みしろ及び効き	
		ブレーキ液の量	
		空気圧力	
		バルブからの排気音	
		駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	
	ウィンド・ウォッシャ及びワイパー	ウォッシャ液量及び噴射状態（※）	
		ワイパーの払拭状態（※）	
	原動機	かかり具合・異音（※）	
		低速及び加速の状態（※）	
	前日運行において異状が認められた箇所		

注：（※）印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

自主点検項目等

点検項目	点　検　内　容	良・否
その他	チャート紙の装着	

不良箇所及び処置状況

箇所名	処　　置

④定期点検の実務

国土交通省

【点検整備記録簿】

- 点検整備記録簿は、自動車に備え置く必要があり、１年間保存しておかなければならない（注）
- 適切な点検を継続するためにも、適切に記録・保存し、必要に応じて見返す等の管理が重要

（注）令和７年７月８日　公布・施行

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとした。

なお、点検整備記録簿を必ず電子化しなければならないわけではなく、紙の点検整備記録簿とするか、電磁的記録の点検整備記録簿とするかは、自動車の使用者及び自動車特定整備事業者の判断に委ねられる。

- 定期点検の記録は、実施してから１年間は、自動車に保存しておかなければならない。
 また、適切に整備管理を実施するため、点検整備記録簿及び車検証の写し等を、営業所に備え置き活用することが望ましい。

- 点検整備記録簿には、以下の内容を記載しなければならない。

①自動車登録番号（軽自動車等にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号）
②点検の年月日　③点検の結果　④整備の概要　⑤整備を完了した年月日　⑥点検又は特定整備時の総走行距離
⑦点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

【道路運送車両法第49条】

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。（略）

④定期点検の実務

国土交通省

【定期点検整備の計画】

車検の時期から逆算して、定期点検の実施時期をあらかじめ定めておくとよい

- 以下の例のような「定期点検整備計画」を作成し、車番ごとに定期点検の予定と実績を管理しておくことが推奨される。

（例）

車番	予定／実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
名古屋●● あ1234	予定			○6			◎5			○2			○2	
	実績			5㊞			5㊞							
名古屋●● い5678	予定		○8			○10			○10			◎9		
	実績		8㊞			10㊞								
名古屋●● う9012	予定	○5			◎2			○2			○2			
	実績	5㊞			2㊞			2㊞						
…	予定													
	実績													

3か月ごとの定期点検:「○」
12か月ごとの定期点検:「◎」
㊞:実施者（確認者）の印（サイン等）

⑤定期点検と特定整備

国土交通省

【特定整備】

- 分解を伴う一部の整備行為や、自動運行装置など先進技術に関する整備行為を、特定整備という
- 特定整備を伴う点検・整備は、自動車特定整備事業の認証を取得した工場でしか実施できない
- 認証を取得していない工場で特定整備を実施すると、未認証行為として、道路運送車両法違反となる

- 定期点検の実施にあたり、特定整備を行わなければ点検できない箇所や、定期点検の結果特定整備が必要になる場合がある。
- 自動車特定整備事業の認証を受けないで特定整備を行った場合、未認証行為に該当し、罰則の対象になる場合がある。
- 具体例としては、以下の行為が特定整備に該当する。
 - 制動装置の分解整備
 - エンジンの脱着
 - トランスミッションやプロペラシャフトの脱着
 - 自動ブレーキ等のセンサーが装着されたバンパーや窓ガラスの脱着

【道路運送車両法第78条】

自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

【道路運送車両法第109条】

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

十一　第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車特定整備事業を経営した者

⑤定期点検と特定整備

国土交通省





国土交通省

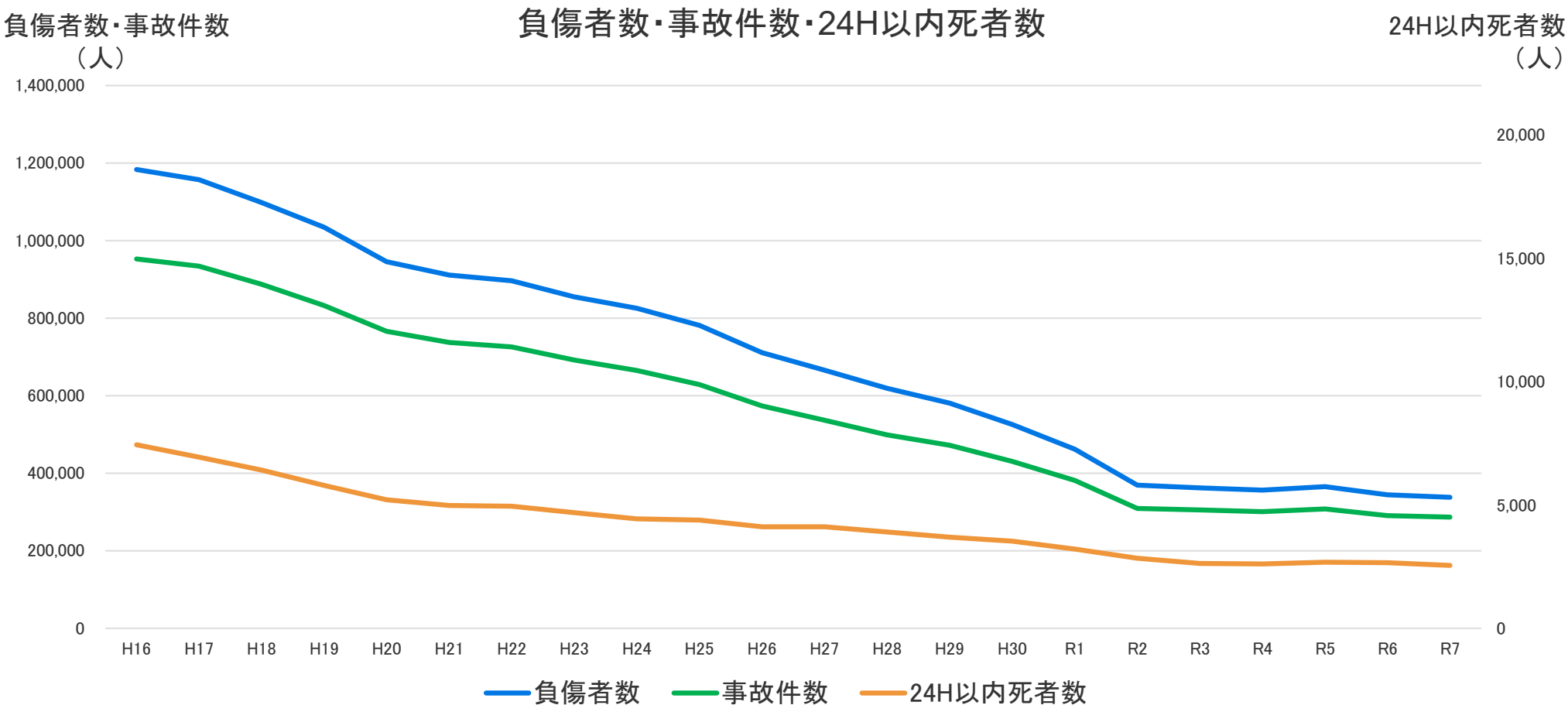
4 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

①車両故障の発生状況

国土交通省

【交通事故による死傷者数】

自動車全体として交通事故件数、及び負傷者数・死者数は、減少傾向にある



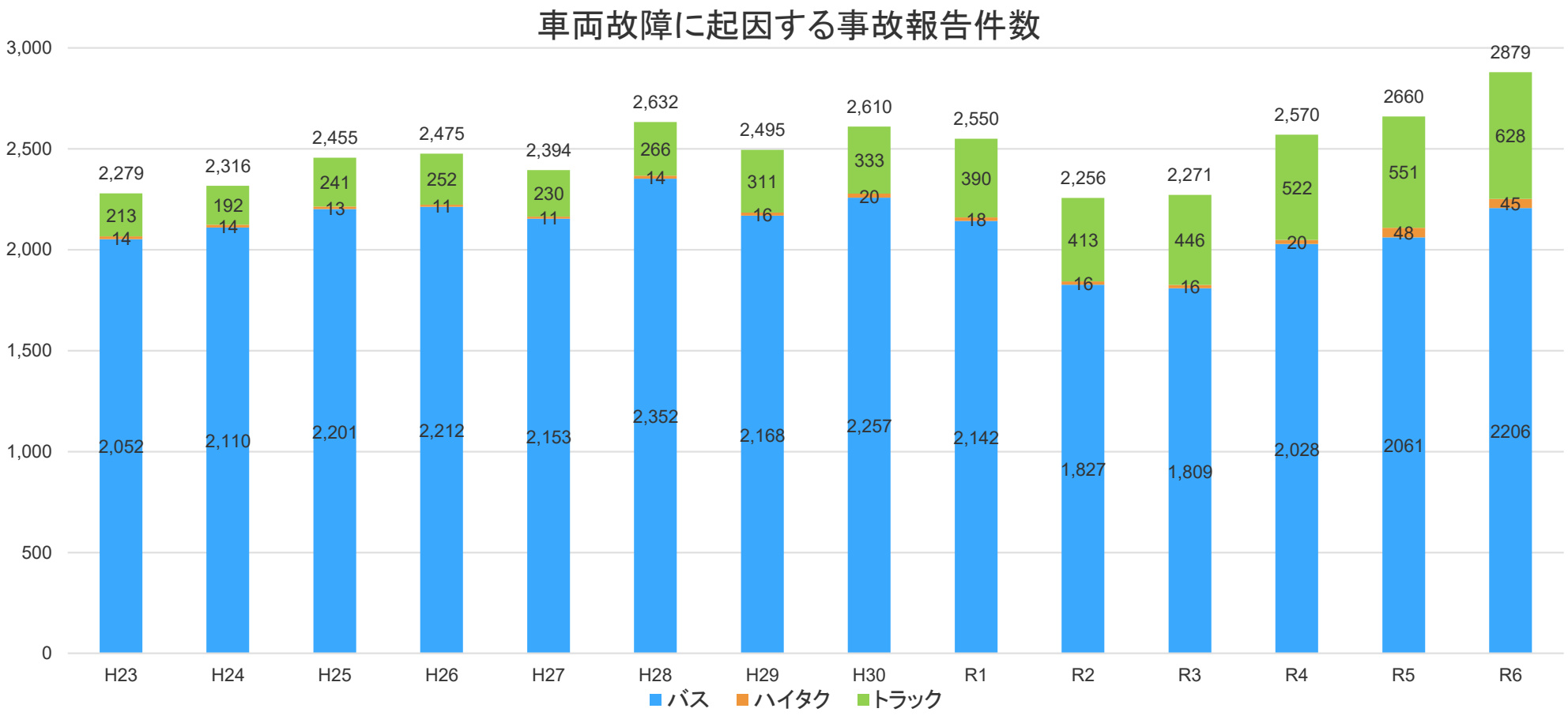
出典：「令和7年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）

①車両故障の発生状況

国土交通省

【車両故障に起因する事故報告件数】

車両故障に起因する事故報告件数は、バスは微増傾向。ハイタク、トラックは横ばい状態



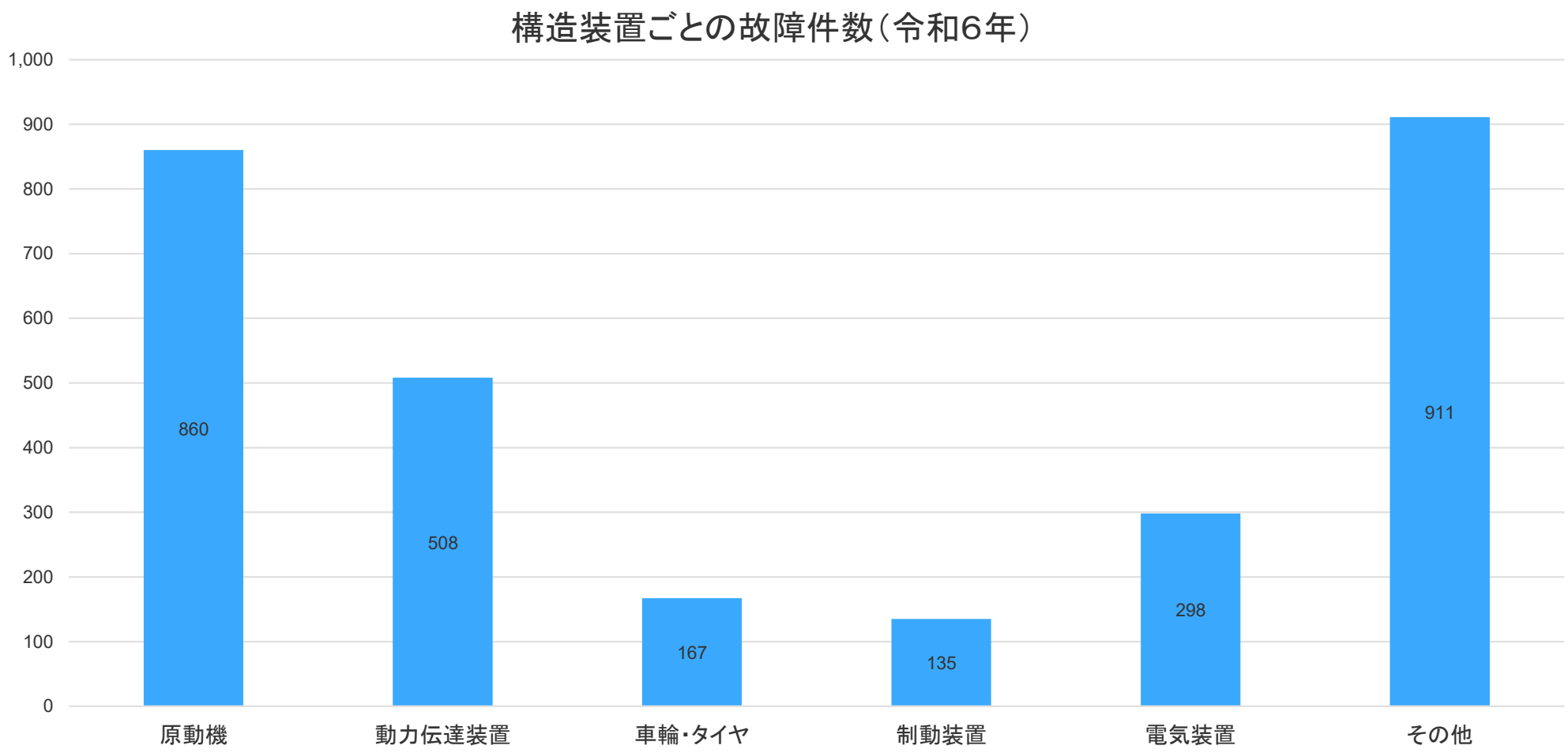
出典:「自動車運送事業用自動車事故統計年報(自動車交通の輸送の安全にかかわる情報)(令和6年)」(国土交通省)

①車両故障の発生状況

国土交通省

【構造装置ごとの故障件数】

原動機、動力伝達装置における故障が多い



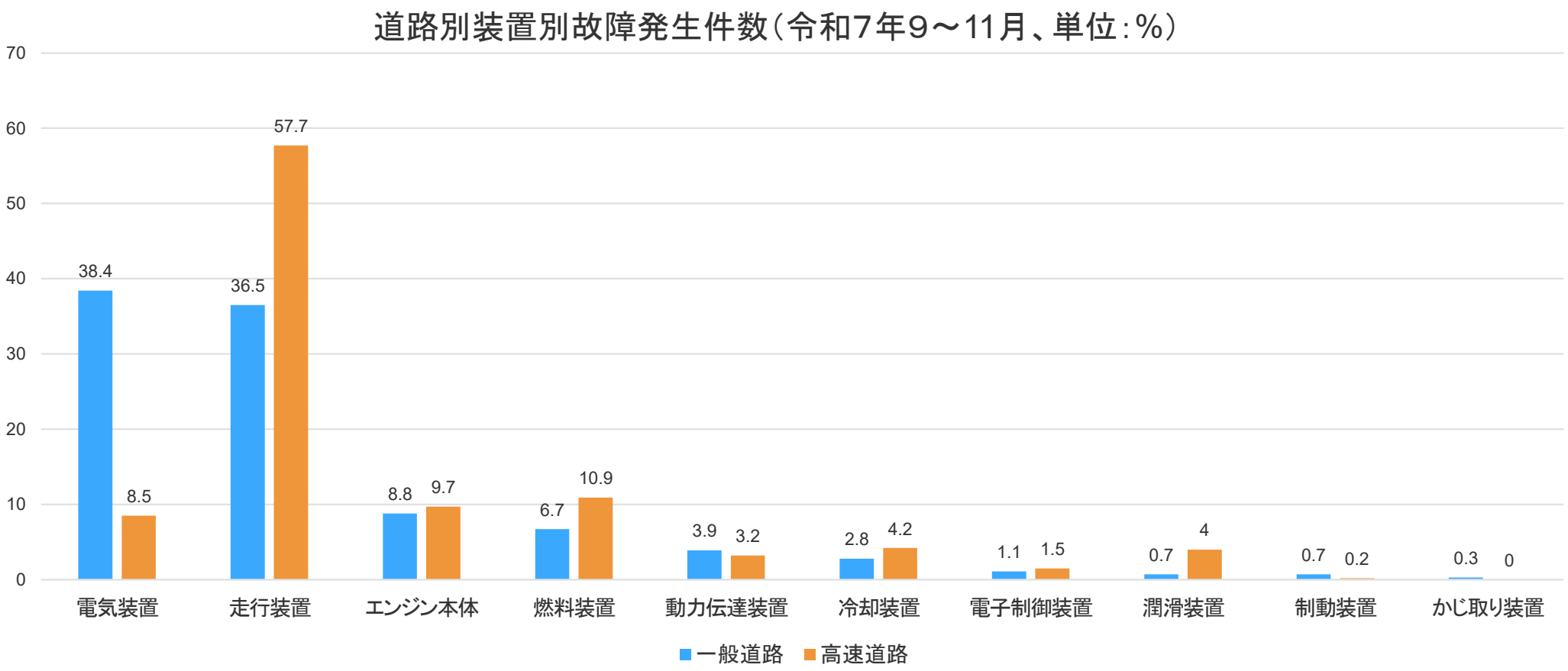
出典：「自動車運送事業用自動車事故統計年報（自動車交通の輸送の安全にかかわる情報）（令和6年）」（国土交通省）

①車両故障の発生状況

国土交通省

【道路別装置別故障発生件数】

- 一般道路では、電気装置、走行装置の故障が多い
- 高速道路では、走行装置、燃料装置の故障が多い



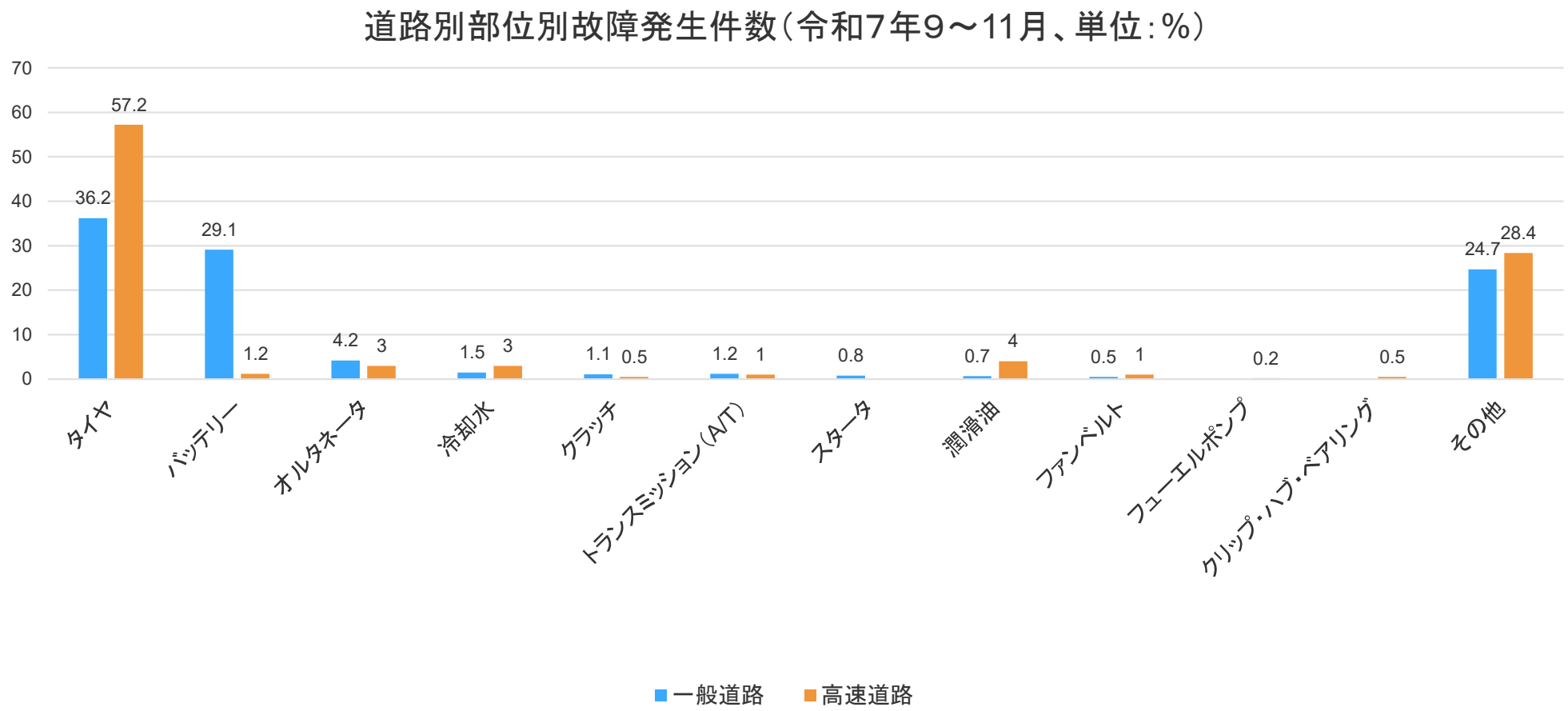
出典：「令和7年度路上故障の実態調査結果」（国土交通省）

①車両故障の発生状況

国土交通省

【道路別部位別故障発生件数】

- 一般道路では、タイヤ、バッテリーの故障が多い
- 高速道路では、タイヤ、潤滑油の故障が多い



出典：「令和7年度路上故障の実態調査結果」（国土交通省）

②車両故障の事例及びその防止対策

国土交通省

【車両故障・事故の実例：整備作業中の事故】

整備作業中の事故発生を防止するために、安全ルールを徹底する必要がある

- 事故状況
 - 大型車両において、左タイヤ付近の路肩灯が点灯していないことに気付いたため、常駐している外注作業員に対し、口頭で路肩灯の修理を依頼。
 - 駐車場にて、当該作業員が路肩灯の修理作業を行っていた際に、別の従業員が作業中の作業員に気付かず、当該大型車両を移動したところ、作業中の作業員が轢かれて死亡した。（1人で作業をしていたため一部状況は推測による）
- 事故原因
 - 外注作業員による作業の実施状況の管理ができていなかった。
 - 車両点検・整備時のルールが統一できていなかった。
- 再発防止対策
 - 自社の従業員のみならず、外注作業員においても作業実施状況の管理等を徹底する。
 - 車両点検・整備時のマニュアルや車両移動・誘導時のルールを定め、徹底する。
 - 危険予知トレーニングを実施する。

②車両故障の事例及びその防止対策

国土交通省

【車両故障・事故の実例：制動装置・走行装置等の故障による火災】

制動装置・走行装置は、特に留意して定期的な交換・点検整備を実施する必要がある

- 事故状況
 - 一般道を走行中、トレーラ後方から「パーンッ」という大きく不自然な音が聞こえたため、路肩に停車した。
 運転者が確認するため、車両を降りたところ、再度「パーンッ」という音が複数回鳴り響き、トレーラ右側後方のタイヤから出火したため、備え付けの消火器で消火作業を行った。
- 事故原因
 - 右後輪スプリング・ブレーキのエア・ホースが接続不良になっており、ブレーキが引き摺り状態となったため、タイヤから出火に至ったと推定される。
 - 制動装置の定期的な交換、点検整備を怠ったことが起因と推定される。
- 再発防止対策
 - 日常点検整備・定期点検整備を確実に実施する。
 - 走行装置・制動装置等を重点項目として点検する。
 （タイヤの空気圧、亀裂・損傷、異常摩耗、溝の深さ等）
 - 走行中、車両に違和感があったら、直ちに停車して車両を確認する。

②車両故障の事例及びその防止対策

国土交通省

【車両故障・事故の実例：整備管理者による日常点検整備の励行の不足】

適切な整備が行われていなかったことによる事故の場合、整備管理者が責任を問われる可能性がある

- 事故状況
 - 大型トラックが一般道を走行。対向車線にはみ出して乗用車に衝突後、回転して横転。後続の軽自動車を押しつぶした。
 - この事故によって、衝突した乗用車の運転手が足の骨を折る、押しつぶされた軽自動車の運転手が死亡等計2名の死傷者が出た。
 - 事故後の調査でタイヤの摩耗があったことから、適切な整備を怠ったとして、整備管理者である会社役員も業務上過失致死の容疑で書類送検された。
- 事故原因
 - タイヤが摩耗していた。
 - 整備管理者が、運転者に対して適切な日常点検整備の励行をできていなかった。
- 再発防止対策
 - タイヤの状態は、日常点検・定期点検の中でも特に重点的な項目として点検する。
 - 整備管理者は、日常点検整備を運転者に励行させるとともに、日常点検整備の状況に鑑み、運行の可否を判断し、的確な指示を行う。

②車両故障の事例及びその防止対策

国土交通省

【車両故障の発生対策】

車両故障発生状況について、車種別、部位別、道路別等の特徴を把握し、使用実態も考慮した上で対策を講じることが重要である

車両故障を防止するため、整備管理者は以下の点に留意する必要がある。

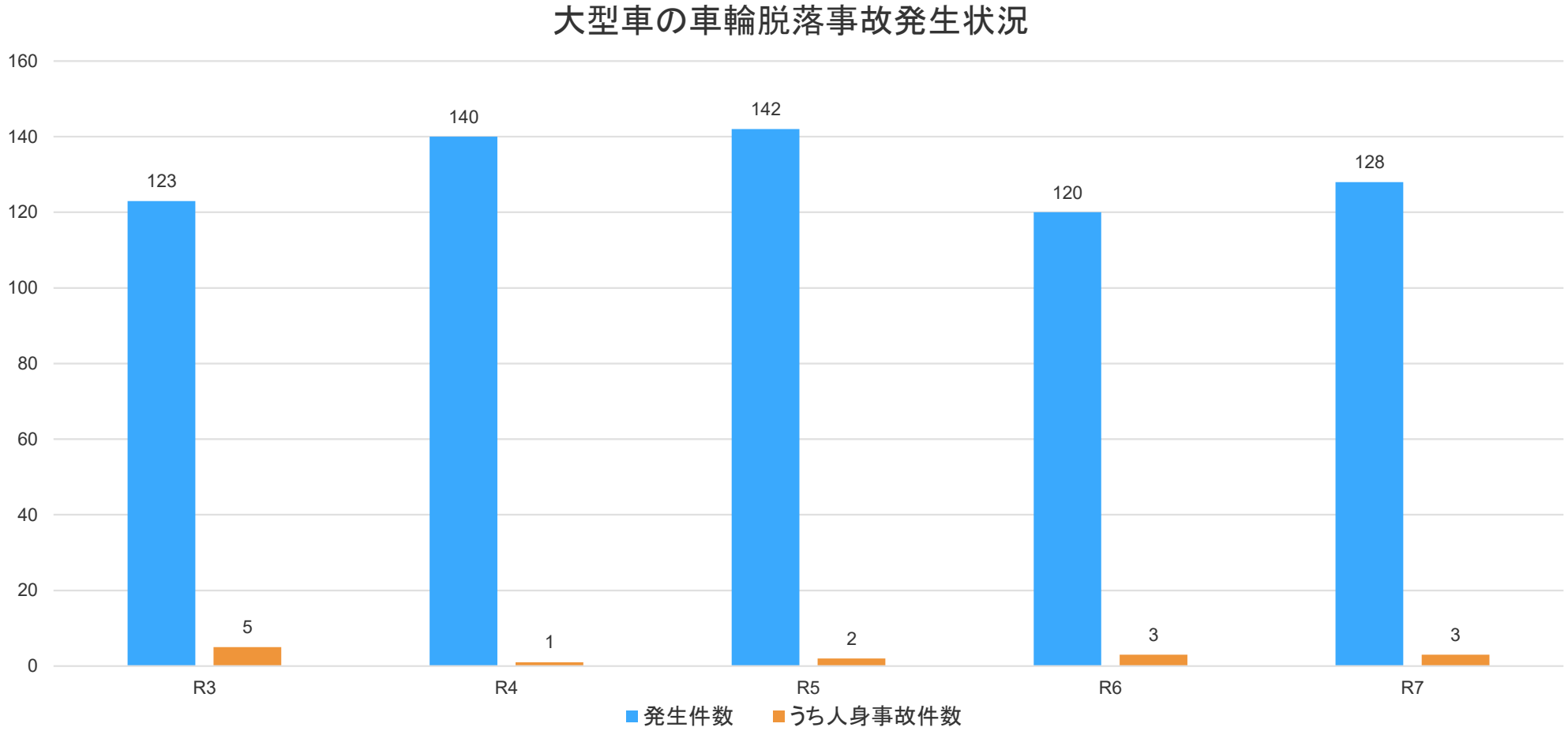
- 日常点検
 - 故障発生状況をもとに、管理する車両の運行状況に応じて、確実に励行する又は励行させる。
 - 日常点検整備の状況に鑑み、運行の可否を判断し、的確な指示を行う。
- 定期点検
 - 確実に定期点検整備を実施する。
 （定期点検自体は外部へ依頼することが可能であり、自社で実施する必要はない）
- 重点項目
 - 日常点検・定期点検整備の際は、各々の点検項目に重点項目を加えて実施する。
- 点検実施体制
 - 運行実態に合わせた点検実施体制を整える。
 - 年間を通して毎月の重点項目を定めて、年間予防整備計画を立てる。
- 運転者への教育
 - 走行中、車両に違和感があったら、直ちに停車して車両を確認するよう徹底させる。
 - 自社の従業員のみならず、外注作業員においても作業実施状況の管理等を徹底させる。
 - 車両点検・整備時のマニュアルや車両移動・誘導時のルールを定め、徹底させる。

③大型車の車輪脱落事故発生状況

国土交通省

【大型車の車輪脱落事故発生状況（年度別）】

- 大型車の車輪脱落事故の発生件数は高止まりの状況
- 令和7年度は、前年度より8件増加し128件であった



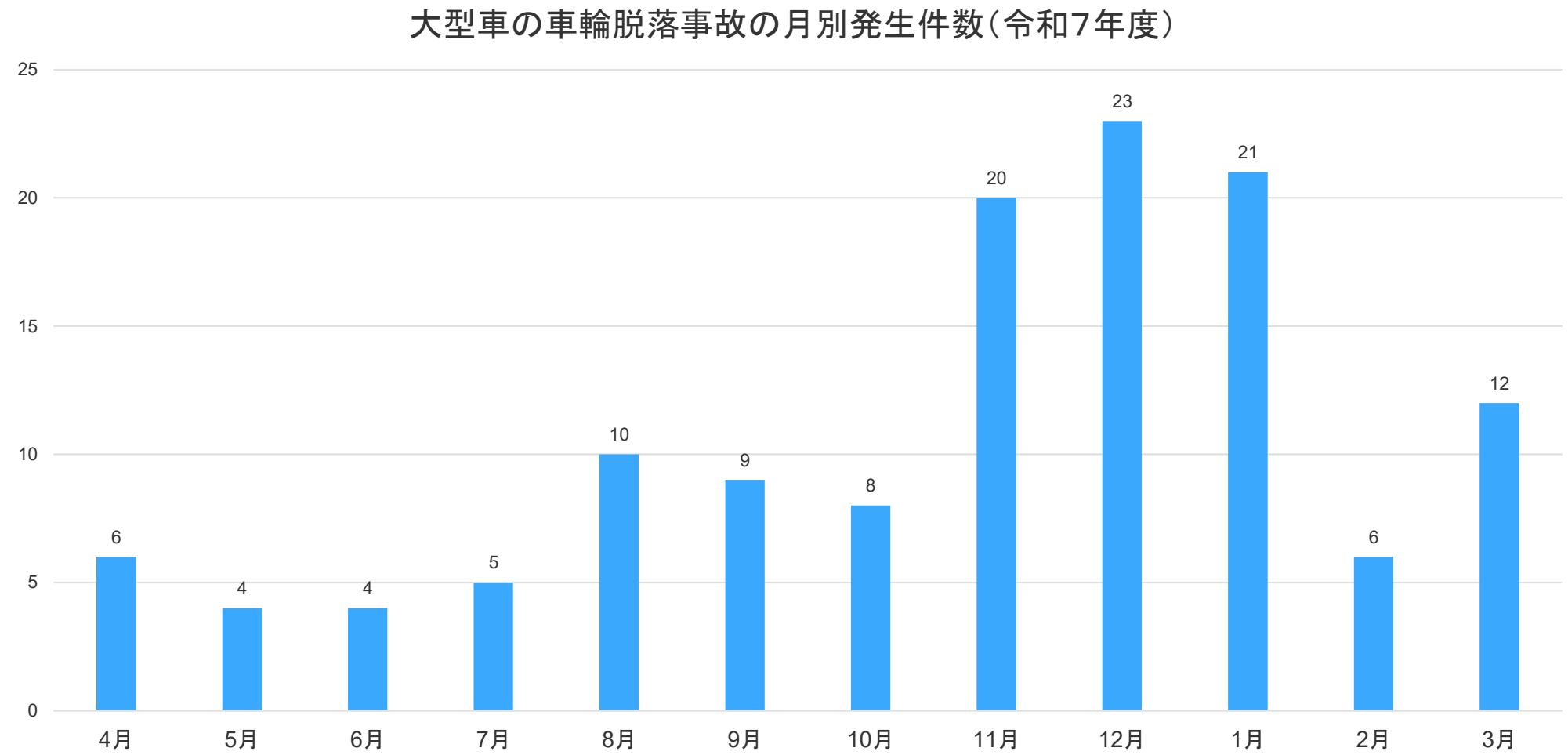
出典：「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」（国土交通省）

③大型車の車輪脱落事故発生状況

国土交通省

【大型車の車輪脱落事故発生状況（月別）】

大型車の車輪脱落事故の多くは、冬季（11～1月）に発生している



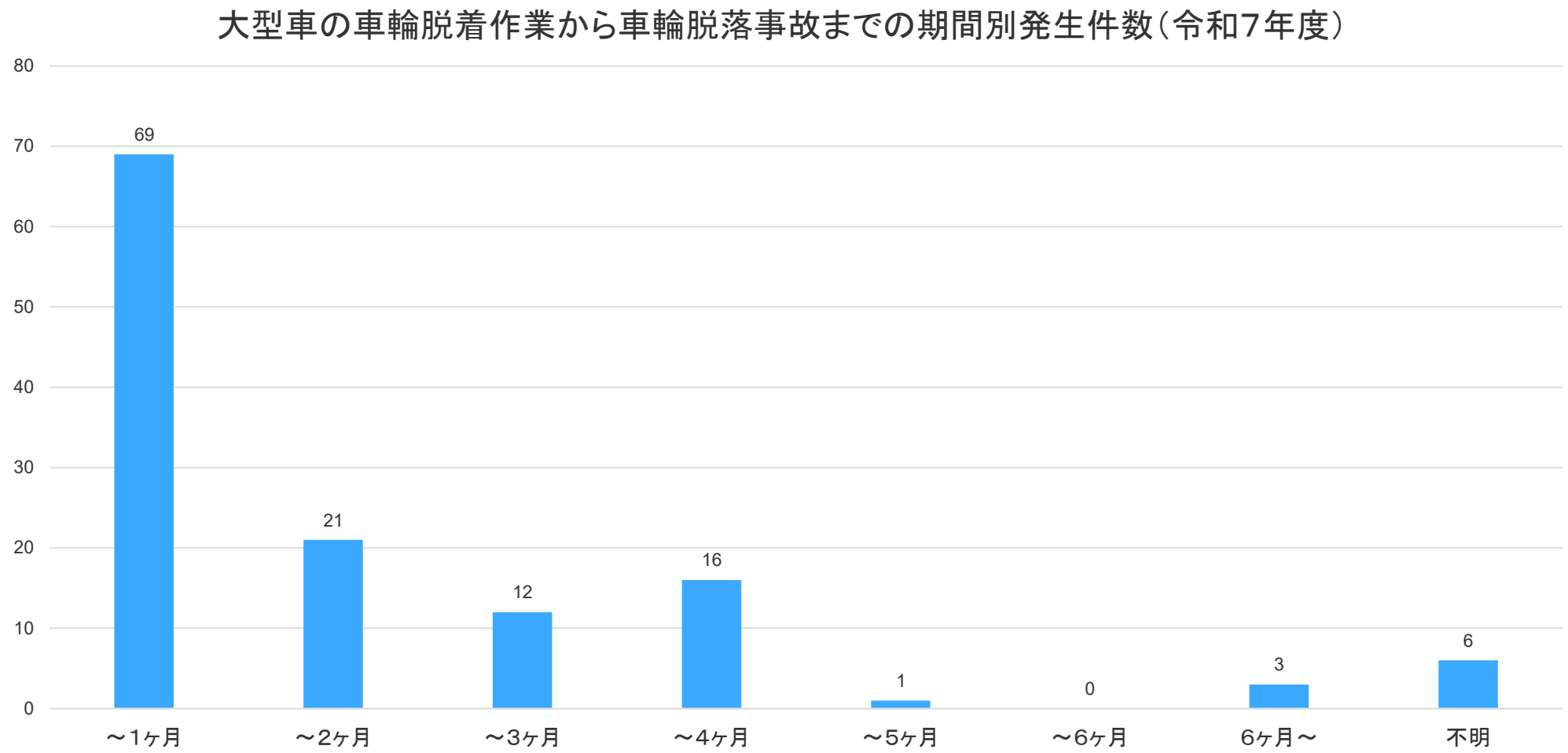
出典：「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」（国土交通省）

③大型車の車輪脱落事故発生状況

国土交通省

【大型車の車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間】

大型車の車輪脱落事故の多くは、作業後1か月以内に発生している



出典：「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」（国土交通省）

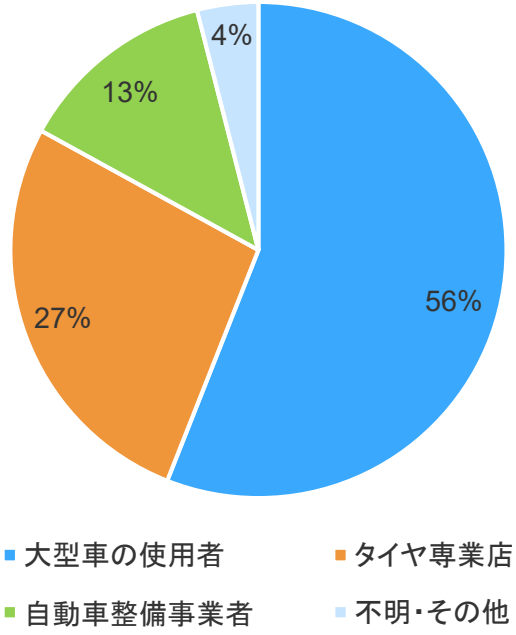
③大型車の車輪脱落事故発生状況

国土交通省

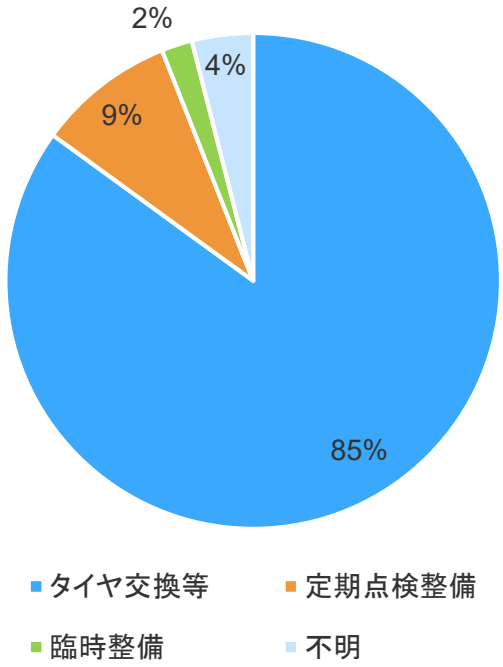
【タイヤ脱着作業】

- 大型車の車輪脱落事故の多くは、大型車ユーザーによるタイヤ脱着作業後に発生している
- 大型車の車輪脱落事故の多くは、タイヤ交換等の実施後に発生している

車輪脱落事故のタイヤ脱着作業
実施者別発生件数
（令和7年度）



車輪脱落事故のタイヤ脱着作業
内容別発生件数
（令和7年度）



出典：「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」（国土交通省）

④車両故障に起因する自動車事故報告について

国土交通省

【自動車事故報告書の提出】

- 自動車事故報告規則に規定される事故が発生した場合、発生日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない
- 提出先は、所属する営業所を管轄する運輸支局等

- 自動車事故報告規則に規定される重大事故や、車両故障による運行停止が発生した場合、営業所において事故概要の記録保存を行い、再発防止対策を実施することに加え、国土交通大臣への事故報告が必要である。事故の発生日から30日以内に、管轄の運輸支局等へ、自動車事故報告書を3部提出する。
 - 装置の故障の場合は、報告書に加え、車両故障事故報告書添付票が必要となる。
- 自動車事故報告規則に規定のない、軽微な物損事故等の場合は、報告書の提出義務はないが、営業所において事故概要の記録保存を行い、再発防止対策を実施する必要がある。

【自動車事故報告規則第3条】

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があった場合には、当該事故があった日（前条第十号に掲げる事故にあっては事業者等が当該救護義務違反があったことを知った日、同条第十五号に掲げる事故にあっては当該指示があった日）から**三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。**

④車両故障に起因する自動車事故報告について

国土交通省

【自動車事故報告書の提出が必要となる事故】

- 事故報告書を提出しなければならない事故は、自動車事故報告規則第2条に規定されている
- 死者が発生したり、酒気帯び運転があった場合は、発生から24時間以内に、所属する営業所を管轄する運輸支局等に速報しなければならない

- 自動車事故報告書を提出しなければならない事故のうち、整備管理者が関係するものとして、次の例が挙げられる。
 - 火災が発生した場合
 - 自動車の装置の故障により、運行できなくなった場合
 - 車輪の脱落や、トレーラの分離が発生した場合
- 車両故障が起こった際、交通事故に至らなくても、運行を中止し再開できなかった場合や、乗務員以外の者の修理等により運行再開した場合は、報告書の提出が必要となる。
- 死者が発生したり、酒気帯び運転があった場合など、特に重大な事故については、発生から24時間以内に、管轄の運輸支局等に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則第2条】※車両故障に関係する事故のみ抜粋

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

十一　自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの

十二　車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）

④車両故障に起因する自動車事故報告について

国土交通省

【自動車事故報告書の様式】

別記様式（第３条関係）　　（表）

自　動　車　事　故　報　告　書

宛て

自動車の使用者の氏名又は名称

住　所

電話番号

年　月　日　提出

☆発生日時	年　月　日　時　分	☆路線名又は道路名	道　線
天　候	１晴れ　２曇　３雨　４雪　５霧　６その他		
☆発生場所	都道府県　区市郡　区町村　番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号又は車両番号	
☆当時の状況			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
☆当時の処置			
☆事故の原因			
☆再発防止対策			
※備　考			

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏）

事故の種類　区分　1転覆　2転落　3路外逸脱　4火災　5踏切　6衝突　7死傷　8危険物等　9車内　10飲酒等　11健康起因　12救護違反　13車両故障　14交通障害　15その他

☆発生の順

☆転落の状態　落差　m　水深　m

衝突等の状態　1正面衝突　2側面衝突　3追突　4接触　5物件衝突

当該自動車の概要

☆車名　☆型式　☆車体の形状　☆初度登録年又は初度検査年

事業用　1乗合旅客　2貸切旅客　3乗用旅客　4特定旅客　5一般貨物（イ特別積合せ貨物　ロその他）　6特定貨物　7特定第二種　8貨物軽（四輪）　9貨物軽（三輪以下）

自家用　1有償貸渡し（レンタカー）　2有償旅客運送　3その他

種別　1普通　2小型　3その他

☆乗車定員　人　☆当時の乗車人員　人

☆最大積載量　kg　☆当時の積載量　kg

安全運転支援装置　衝突被害軽減ブレーキ　1有　2無　ドライバー異変時対応システム　1有　2無　車方衝突警報装置　1有　2無

許可等の必要性　制限外許可　1有　2無　特殊車両通行許可　1有　2無　仮交基準の緩和　1有　2無

許可等の取得状況　制限外許可　1有　2無　特殊車両通行許可　1有　2無　仮交基準の緩和　1有　2無

貨物の内容　1土砂等　a　2生コンクリート　3コンテナ　4生コンクリート　5危険物等　6冷凍、冷蔵品　7原木、製材　8引越　9その他

積載危険物等　運搬の有無　1有　2無　種類　1危険物　2火薬類　3高圧ガス　4核　5ＲＩ　6毒劇物　7可燃物　☆品名及び積載量又は放射能の量　品名（　）kg、L（　）Bq　イエローカードの携行状況　1有　2無

道路等の状況　種類　1道路（イ高速自動車国道　ロ自動車専用道路等　ハその他）　2その他の場所

☆道路の幅員　m

こう配　1平たん　2上り　3下り

道路の形態　1直線　2右曲り　3左曲り　4交差　5つづら折り

路面の状態　1乾　2湿　3積雪　4氷結

警戒標識の設置　1有　2無　☆当該道路の制限速度　km/h

踏切の状態　1遮断機付き　2警報機付き　3その他

◆運送事業所及び運行等の状況　☆当時の運行計画　（発地・経由地・着地）

☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）

安全性優良事業所の認定（貨物のみ）　1有　2無

運送形態　1下請運送　2その他

可能な限りの氏名又は名称

☆荷主の氏名又は名称

当時の状況

☆危険認知時の速度　km/h

☆危険認知時の距離　m

☆スリップ距離　m

当該自動車の事故時の走行等の態様　1直進（加速）　2直進（減速）　3直進（定速）　4後退　5追越　6右折　7左折　8駐車　9停車　10転回　11合流　12その他

道路上での事故の場合には事故発生地点　1車道　2歩道　3横断歩道　4路側帯　5路肩　6交差点　7バス停留所　8トンネル　9その他

死傷事故の場合には死傷者の状態　1左側通行　2右側通行　3信号無視　4車道通行　5歩道通行　6横断歩道歩行　7車の直前横断　8斜横断　9飛び出し　10酩酊　11路上作業　12路上逆戻　13乗降中　14安全地帯　15自転車運転　16その他

車両の故障に起因する場合には故障箇所　1原動機（速度抑制装置を除く）　2速度抑制装置　3動力伝達装置　4車輪（タイヤを除く）　5タイヤ　6車軸　7操縦装置　8制動装置　9緩衝装置　10燃料装置　11電気装置　12車枠及び車体　13連結装置　14乗車装置　15物品積載装置　16窓ガラス　17騒音防止装置　18はい煙等の発散防止装置　19灯火装置及び指示装置　20反射器　21警音器　22視野を確保する装置（後写鏡、窓拭き器等）　23計器（速度計、走行距離計等）　24消火器　25内圧容器及びその附属装置　26自動運行装置　27運行記録計　28その他

◆乗務員等

運転者　☆氏名　☆年齢　☆経験年数　年　月　本務・臨時の別　1本務　2臨時　☆事故日以前１ヶ月間に出勤しなかった日数　日　☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離　時間　km　☆最近出勤した日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計　勤務日数　日　乗務距離　km　損害の程度　1死亡　2重傷　3軽傷　シートベルトの着用状況　1着用　2非着用　3非装備　☆交替運転者の配置　1有　2無（交替後の乗務時間及び乗務距離）　時間　km　☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況　1有　2無（最近の受診年月日）　年　月　日　☆飲酒の時点及びその飲酒量　1運行前　2運行中（飲酒量）　☆過去３年間の事故の状況　（過去３年間の事故件数）　件（最近の事故年月日）　年　月　日　☆過去３年間の道路交通法の違反の状況　（過去３年間の違反件数）　件（最近の違反年月日）　年　月　日　☆過去３年間の適性診断の受診状況　1有　2無（最近の受診年月日）　年　月　日（適性診断受診場所）　☆最近の健康診断の受診年月日　（最近の受診年月日）　年　月　日

特定自動運行保安員　☆氏名　☆年齢　☆経験年数　年　月　本務・臨時の別　1本務　2臨時　損害の程度　1死亡　2重傷　3軽傷　業務場所の別　1車両内　2車両外　シートベルトの着用状況　1着用　2非着用　3非装備　☆最近の健康診断の受診年月日　（最近の受診年月日）　年　月　日

車掌　本務・臨時の別　1本務　2臨時　損害の程度　1死亡　2重傷　3軽傷　シートベルトの着用状況　1着用　2非着用　3非装備

☆◆運行管理者等　運行管理者　貨物軽自動車安全管理者　統括運行管理者　氏名　運行管理者資格者証等又は貨物軽自動車安全管理者選任届（番号）

☆損害の程度　◆死亡　人（うち乗客　人）　◆重傷　人（うち乗客　人）　軽傷　人（うち乗客　人）

④車両故障に起因する自動車事故報告について

国土交通省

【車両故障事故報告書添付票の様式】

別表３　車両故障事故報告書添付票

自動車検査証の有効期間		年　月　日まで
使用開始後の総走行距離		km
最近における大規模な改造	内容	
	施行期日	年　月　日
	施行者	
破損又は脱落部品名		
同上部品の名称		前後 左右
当該部品を取付けてから事故発生までの走行キロ		km
当該部品を含む装置の整備及び改造の状況	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
破損又は脱落の状況 （略図又は写真）		
当該部品の製作者（不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所		
疲労又は急進破損の別		
材質、加工、設計当に対する意見		

国土交通省

5 車両の整備管理の内容

①車両の整備管理の義務及び目的

国土交通省

【義務及び目的】

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥による事故の防止、整備不良に伴う排出ガス・騒音等の公害防止等のためにも、車両整備を実施する必要がある

- **車両の整備管理**とは、
 自動車の保安確保、公害防止対策としての**整備管理**
 整備管理：日常・定期点検などの計画整備、路上故障時等の臨時整備
 例）CO_2削減のための燃費管理　エコドライブによる事故の抑止　等

 経済的な運用をするための**使用管理**
 使用管理：車両使用実績の把握、燃料油脂の管理、タイヤの管理
 例）タイヤのローテーション等使用基準による、タイヤ寿命の延長　等

 → 何をするのか

 → **を合理的に行うこと**

- 車両の整備管理は**自動車の使用者に義務付けられている**

 → 誰がするのか

- 車両の整備管理は、
 経済的な運用（コストの低減）、車両欠陥による事故の防止、整備不良に伴う排出ガス・騒音等の公害防止のために必要不可欠

 → 何のためにするのか

②車両の整備管理の内容と実務

国土交通省

【主な車両の整備管理】

車両の整備管理の適切な実施により、安全確保・公害防止や、燃料や油脂、タイヤ管理による自動車の経済的な運用が期待できる

主な車両の整備管理の内容と実務				
実施内容		燃費の管理 • 車両ごとの燃費の把握 • エンジンオイルの汚れ・油量等の点検 • オイル・フィルタの交換 • エア・クリーナの掃除、エレメントの交換 • タイヤ空気圧調整	油脂の管理 • エンジンオイルの消費量（補給量と交換量）の把握 • 交換時期はオイルの劣化程度により決定 • 潤滑オイルは使用目的に応じて選定	タイヤの管理 • タイヤの選定基準や、ローテーションの基準策定 • 使用するタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等の把握
効果	安全確保・公害防止	燃費向上によるCO_2排出量の削減	燃費向上によるCO_2排出量の削減	燃費向上によるCO_2排出量の削減
効果	経済的な運用	燃料費用の削減	車両の寿命延長、燃費の向上	タイヤ寿命延長による経費削減

国土交通省

6 運転者等に対する指導教育（方法と実務）

運転者等に対する指導教育（方法と実務）

国土交通省

【運転者及び整備要員に対する十分な指導教育】

整備管理者自らが、安全確保の職務の重要性を認識し、整備管理規程や使用管理上の基準、最新技術の習得に努め、実務と知識を熟知して運転者や整備要員に適切な指導教育を行う

- 教育事項

1. 安全運転の基本（車両構造が運転に与える影響等）
2. 自動車の構造装置
3. 日常点検等点検整備の方法
4. 車両故障や事故時の処置方法
5. 事故防止対策の取組方法

- **科学的根拠に基づく指導教育**を行い、個別に適切なアドバイスを与えることで、**運転者や整備要員が自覚を持って業務に精励できるように教育**することが重要

 - 意味を確かめる力の養成：例えば、日常点検と定期点検の違い、オイル消費量の増加要因や適正なタイヤ空気圧の理由などの、常に意味を確かめる力を養うことが必要。
 - 自動車の使用年数延長への対応：自動車の使用実態を把握し、構造や装置の状態変化を見据えて点検・整備を行い、常に良好な状態を維持することが必要。
 - 点検時の安全確保：車の運行面だけでなく、点検を実施する際の安全確保についても、事故を未然に防ぐための十分な指導も必要。

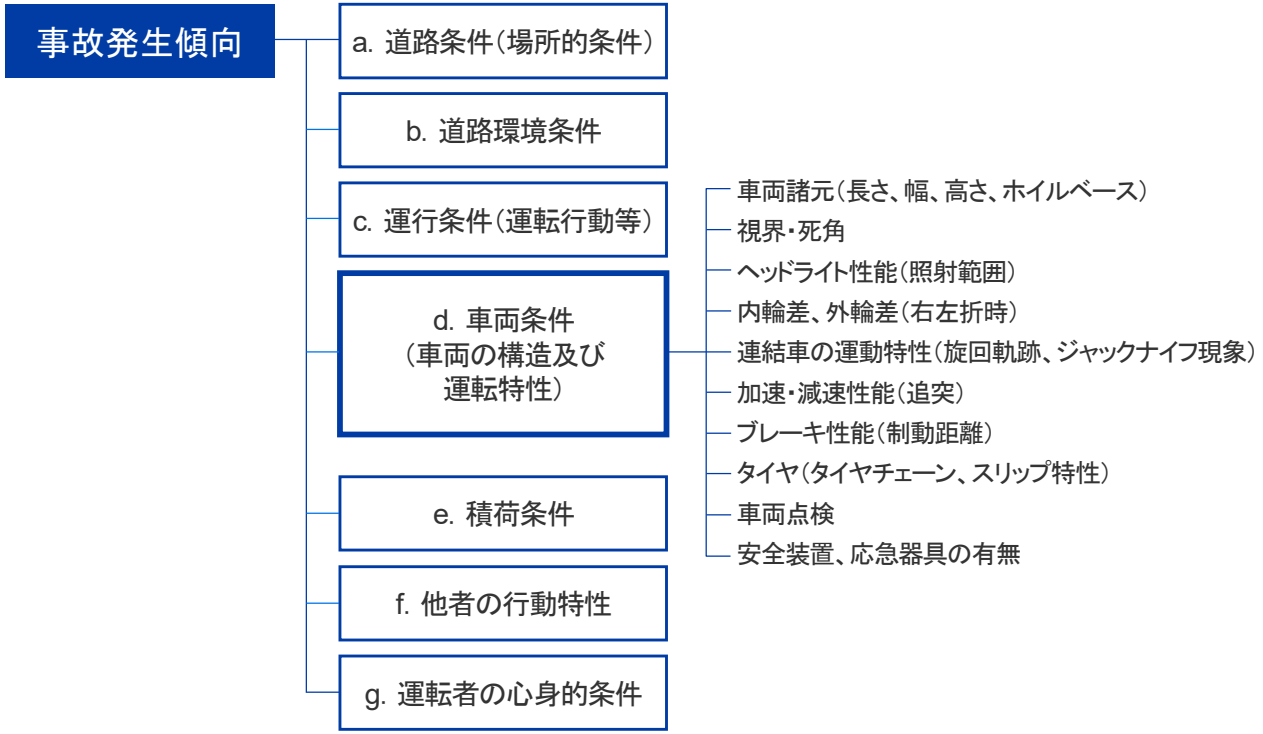
①安全運転の基本（車両構造が運転に与える影響等）

国土交通省

【事故発生傾向】

複数の要因が事故発生に影響を与える可能性がある。このうち、「車両の構造及び運転特性」については、複数の要素が事故発生に与える影響があることを、運転者及び整備要員に認識させることが重要

- 長さや幅、高さ、ホイルベースといった基本的な車両諸元、視界や死角、ヘッドライトの照射範囲、右左折時の内輪差・外輪差といった特性が、運転の安全性に大きく関わっている。
- また、加速・減速性能、ブレーキ性能、タイヤのスリップ特性の把握や、安全装置の適切な使用も事故リスク軽減につながる。その他、トレーラについては、連結車両の旋回軌跡やジャックナイフ現象についての知識も必要。
- 適切な車両点検の実施による車両管理、交通事故の続発防止のための応急器具の備付けの重要性についても教育が必要。



（注）ここでは、交通事故発生時の状況を分析する項目を示す。また、カッコ内は、事故発生に係るキーワードを示す。
出典：「貨物自動車の安全運転実技教本」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）

②自動車の構造装置

国土交通省

【自動車の構造装置に関する指導】

自動車の構造装置については、その他を含む10の装置・系統について指導を行う必要がある

- 自動車の構造装置については、次の内容について指導を行う必要がある。
 - かじ取り装置
 - 制動装置
 - 走行装置
 - 原動機
 - 燃料系統
 - 冷却系統
 - 電気装置
 - 動力伝達装置
 - 緩衝装置
 - その他（●ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置、●警音器、窓ふき器、洗浄噴射装置、デフロスタ及び施錠装置、●エキゾースト・パイプ及びマフラ、●エア・コンプレッサ、●高圧ガスを燃料とする燃料装置等、●車体及び車枠、●連結装置、●座席、●開扉発車防止装置、●その他）

③日常点検等点検整備の教育の必要性

国土交通省

【日常点検等点検整備の方法に関する指導】

日常点検等点検整備の方法については、4つの観点から指導を行う必要がある

①日常点検の必要性

- 道路運送車両法において実施の義務付け
- １日の運転を行うために車両の状態に異常がないか確認
- 走行時のトラブルを未然に回避

②日常点検を適切に実施するための留意点

- 平坦な場所での実施
- 輪留めを使用した点検の実施

③効率的かつ確実な実施方法

- 日常点検の実施手順の策定
- 日常点検表やチェックシートの作成・使用

④日常点検の安全な実施方法

- 平坦でない場所での作業の禁止
- 代用工具の禁止
- 安全確保の方法制定やマニュアルの作成
- 複数人での作業時の注意点
- 整備中の事故事例に関する指導

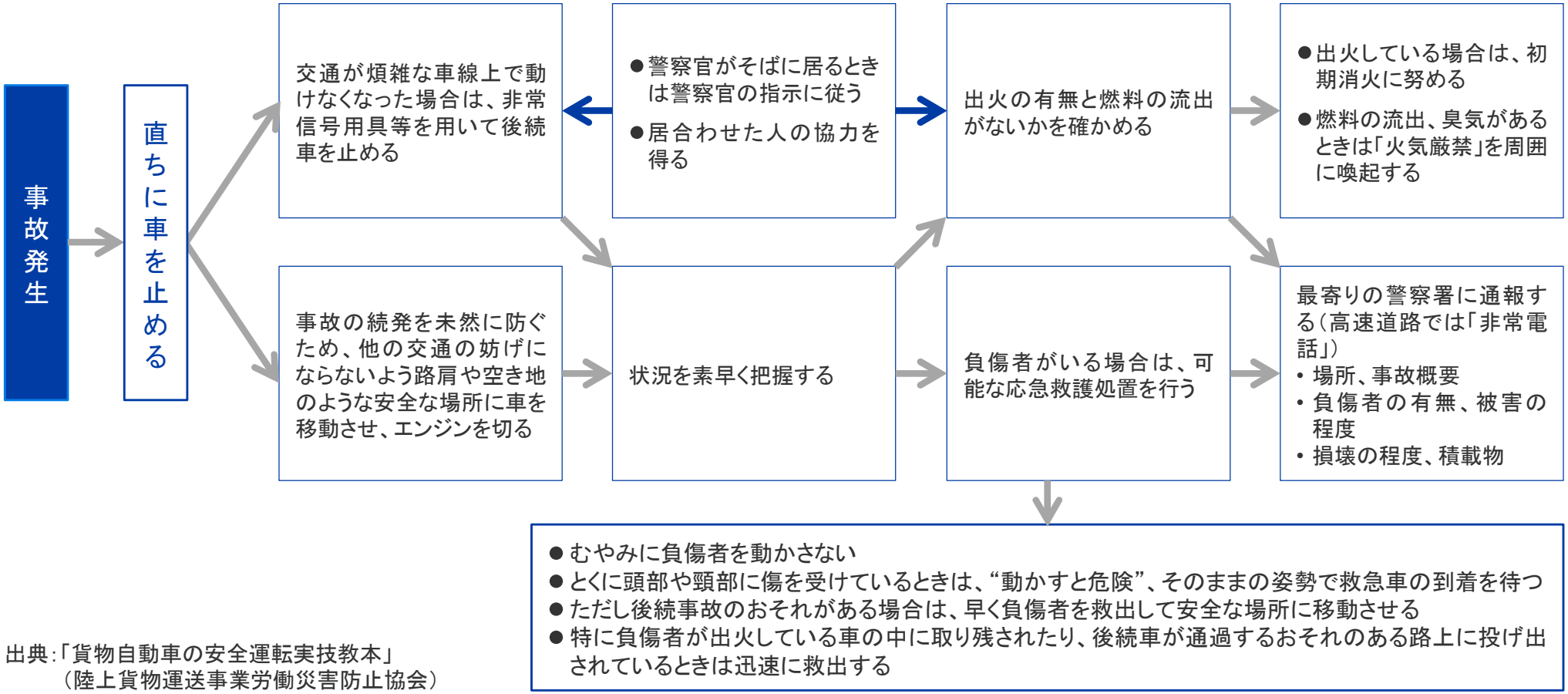
④車両故障や事故時の処置方法

国土交通省

【車両故障や事故時の処置方法】

乗務員が車両故障や事故時に適切に対処できるよう、事業所に合った形でマニュアルとしてフローチャート化したものを作成・周知し、日頃より訓練しておくことが重要

車両故障や事故時の処置方法のフロー



出典：「貨物自動車の安全運転実技教本」
（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）

⑤事故防止対策の取組方法

国土交通省

【事故情報の収集と再発防止対策の方法】

事故情報については、自社で発生したもののほか、報道等を活用するなど他社で発生したものも含め広く収集し、再発防止のための事故事例として指導することが重要

- 事故情報については、統計的な分析も必要。
 - 装置別
 - 使用状況別
 - 車種別
 - 使用地域別
 - 車齢別
- 統計的な分析結果は、運転者への指導や今後の車両管理に活用。
- 事故情報については、本研修で紹介した事例や次章で紹介する「整備や事故防止対策に関する行政情報」等を活用することも有効。
- 事故事例については、具体的な再発防止方法の運転者等への指導のほか、社内のマニュアルやルールの見直しの必要性も検討。

⑥その他

国土交通省

【不正改造の防止に関する指導】

整備管理者は不正改造を防ぐため、運転者や整備要員に正しい知識を指導し、違反を未然に防ぐ必要がある。不正改造は道路運送車両法の違反となり、行政処分の対象となる

- 整備管理者が不正改造を自ら行ったり、不正改造の実施や使用を指示・容認した場合は、行政処分の対象。
- 正しい知識がないと、知らないうちに不正改造を行っているということもあるため、どのような行為が不正改造に該当するのかなどを運転者や整備要員へ指導教育していただくことが必要。

1. 窓ガラス
2. 灯火類
3. さし枠・リアバンパー
4. 前面ガラス
5. リミッター
6. 回転部分の突出

国土交通省

不正改造の防止

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付

（貼付状態で可視光線透過率70%未満）

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



灯火類の色の変更

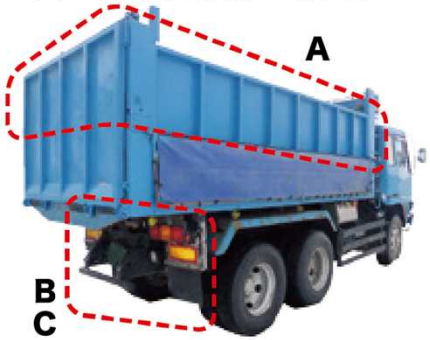
クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

A. 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取り外し
C. 大型後部反射器の取り外し



前面ガラス等への装飾板の装着



速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取り外し

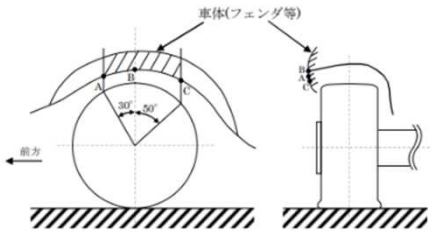


回転部分突出

（ホイールナットキャップ）



（参考図）



国土交通省

7 その他整備や事故防止対策に関するお知らせ

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】（令和7年10月１日報道発表）

大型車の冬用タイヤ交換時期に増加する車輪脱落事故の防止のため、令和7年10月から令和8年2月にかけて、確実な作業と保守管理の徹底を呼びかけるキャンペーンを実施

- 令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」の中間とりまとめにおいて、事故の調査・分析が行われ、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが行われていないことが多くの事故で確認された。
- 大型車の使用者や整備に関わる全ての関係者に対し、令和7年10月１日から令和8年2月28日に実施される車輪脱落事故防止キャンペーンの内容：
 - **適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性についての周知・啓発**
 適切なタイヤ脱着作業の動画やポスター、チラシを活用
 - **冬用タイヤ交換作業の平準化の推進**
 積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中しないよう、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう計画的にタイヤ交換を行う
 - **車輪脱落予兆検知装置について普及促進**
 ハード対策である車輪脱落予兆検知装置をASV補助対象に追加し普及促進を図る

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【車輪脱落事故の防止対策：整備管理者が留意すること】

自社で大型車のタイヤを交換する場合は、タイヤ脱着作業管理表・日常点検表等を活用して作業を実施する（様式は次ページに掲載）

- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に、タイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、タイヤ脱着作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- タイヤ脱着作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへマーキングを施す、又は、ホイール・ナットの回転を指示するインジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検を確実に把握する。

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

タイヤ脱着作業管理表・日常点検表の様式例

別紙1（様式例）

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番　　整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日　令和　　年　月　日

実施箇所		確認・作業内容	結果（実施✓・交換×）
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※☆ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○☆ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■△ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値	N·m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙2（様式例）

日常点検表

登録番号又は車番　　運行管理者（補助者）確認欄

点検実施者（運転者）名　　整備管理者（補助者）確認欄

実施日　令和　　年　月　日

点検箇所		点検項目	点検結果（○・×）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ）	
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音
		※ 低速、加速の状態	
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態	
	ワイパー	※ 拭き取りの状態	
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合	
	○ ブレーキ・バルブ	排気音	
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	
	バッテリ	※ 液量	
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量	
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量	
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷
	タイヤ	空気圧	
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損
		亀裂、損傷	亀裂 損傷
		異状な摩耗	
		※ 溝の深さ	
	○ エア・タンク	タンク内の凝水	
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク	
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
前日・前回の運行において異状が認められた箇所			

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注．ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【大型車の車輪脱落事故防止のための5つのポイント】

- 点検整備の適切な実施
- トルクレンチでの適正締付
- 錆びたナットの清掃・交換
- ナット・ワッシャーの隙間への給脂
- 運行前の点検における緩みの確認





①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！】

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。

著しい錆びのあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください。


（大型トラック・バス）

ホイールボルト、ナットや
ディスクホイール、ハブの錆に注意！

ヨシ！

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に
伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブ は使わないでください！

©くまみね玉房

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト、ナットの点検要領】

●著しい錆の発生がないか点検します。
●亀裂や損傷がないか点検します。
●ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
●ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのボイールボルト、ナットを交換してください。

●ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。

【著しい錆の例】

ホイールボルト

錆、つぶれ、やせ、かじり
伸び、亀裂、損傷の点検

つぶれ　やせ、かじり　伸び

座金（ワッシャー）
オイル
ナット
スムーズに回転

◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。▶

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

●ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
●ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

ディスクホイール取付面
ディスクホイール合わせ面（平面部）
ホイールナット当たり面
ホイールボルト
ホイールナット

【ディスクホイールの点検要領】

●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
●ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
●ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
●溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。
※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。

【著しい錆の例】

ボルト穴付近
ホイール内側
ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、こちらから！

一般社団法人 日本自動車工業会　いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

国土交通省

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆びがあると、**規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります**。

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**

【チラシPDF二次元コード】

https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/docs/TightenTheWheel_leaf2_250808.pdf

国土交通省

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆の影響
～なぜ錆び落し、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか～

解説編

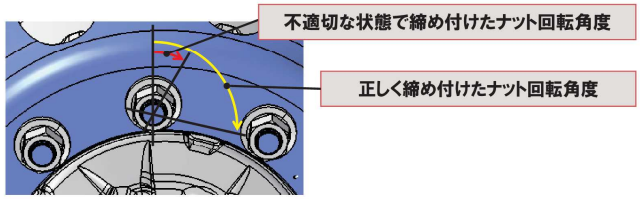
解説編

ホイールボルト、ナットや
ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

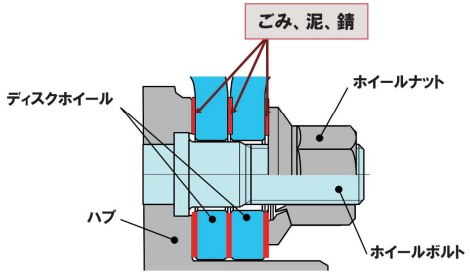
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。

ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【チラシPDF二次元コード】

https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/docs/TightenTheWheel_leaf2_250808.pdf

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【大型車の適切なタイヤ脱着作業手順ビデオの公開】

国土交通省のYouTubeチャンネルでは、大型車の適切なタイヤ脱着作業手順を説明したビデオを公開している



【啓発動画二次元コード】

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRIl2zJVaaybwEEKAmd5YVi

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について】

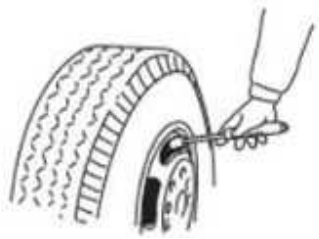
タイヤがパンクやバーストすると、走行安定性や制動力が低下し、そのまま走り続けるとタイヤの出火につながるおそれがあるほか、重大な事故に繋がる恐れがあります。

運行前には必ずタイヤの点検を行い、パンク・バースト時には適切な対応をお願いします。

タイヤバーストを防ぐために

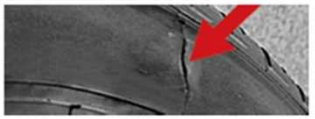
〇空気圧点検

・エアゲージを使用してください。
・標準空気圧に調整してください。



〇タイヤの状態点検

・以下の時はタイヤを交換してください。

タイヤが摩耗しスリップサインが現れたとき	タイヤに釘や異物等が刺さっているとき	タイヤの接地面や側面に亀裂、損傷があるとき
		
		出典元：横浜ゴム株式会社

タイヤバースト発生時の適切な対応

〇急ハンドル、急ブレーキを避けて車両停止

・ハンドルをしっかり握り、急ハンドルを避けてください。

・急ブレーキは避け、徐々に速度を落とし、ハザードランプで後続車に注意を促しながら、安全な場所に停車してください。（緊急退避所の利用を含む。）

〇ブレーキの効きが悪く停止できない場合

・シフトダウンして速度を落とし、駐車ブレーキを徐々に作動させてください。

※ブレーキペダルを踏んでいる間は、駐車ブレーキが作動しない車両があります。

詳細は車両の取扱説明書をご覧ください。

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【車検の受検可能期間の拡大】（令和6年6月25日報道発表）

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、令和7年4月より、車検証の有効期間満了日の2か月前から車検を受けられる

- 車検需要が年度末に集中し、整備や車検の予約が取りづらくなること、自動車整備士が残業や休日出勤に追われる問題が生じている。
- 道路運送車両法施行規則を改正し、車検の受検可能期間が満了日の2か月前からに拡大。また、自賠責保険の有効期間も整合されるよう自動車損害賠償保障法施行規則を改正。（いずれも**令和7年4月1日施行**）

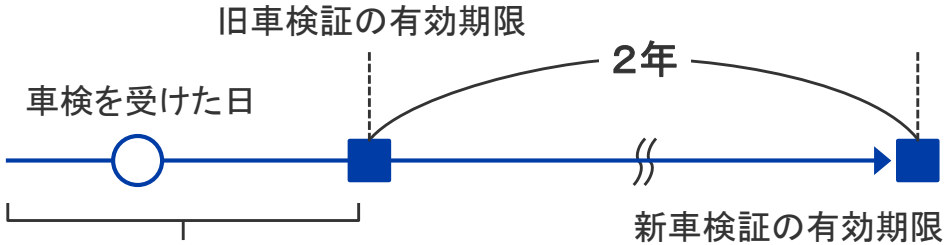
車検の受検可能期間の拡大（今次改正）

【現行】※自家用乗用車の2回目以降の車検の例

車検証の**有効期限前1か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】

車検証の**有効期限前2か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。



1か月以内 → **「2か月以内」**へ改正

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【OBD検査】

先進安全技術の故障による不作動・誤作動を防止するため、令和6年10月１日（輸入車は令和7年10月１日）より、OBD検査が車検の検査項目として追加される

- OBD（On-Board Diagnostics：車載式故障診断装置）とは、エンジンやトランスミッションなどのECU（Electronic Control Unit：電子制御装置）内部に搭載された故障診断機能
- OBD検査は、自動車のOBDに「認定を受けた検査用スキャンツール」を接続し、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査

ポイント	内容
OBD検査の対象となる車	・令和3年10月１日（輸入車は令和4年10月１日）以降に型式指定を受けた新型車 ・OBD検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD検査対象」と記載※
OBD検査の対象となる装置	・制動装置（ABS、ESC、EVSC、BAS、AEBS）、かじ取装置（高度運転者支援ステアリングシステム）、自動運行装置、車両接近通報装置（AVAS）、排出ガス発散防止装置
OBD検査の結果が不合格の場合	・故障が確認された場合には、修理しなければ車検に合格しない

※以下の場合は検査不要
①車検の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
②車検の日が型式指定年月日から2年を経過していない
③車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

OBD検査開始に関するお知らせ（左：ポスター、右：チラシ）





①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【不正改造車を排除する運動】（令和8年5月29日報道発表）

国土交通省は、不正改造車の排除を目的に関係省庁・団体と連携し啓発活動を実施。特に6月を各地方運輸局等が定める「強化月間」とし（内閣府沖縄総合事務局は10月）、街頭検査などを実施

「不正改造車を排除する運動」

	内容
不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動	・ポスター及びチラシの貼付等により、積極的な広報の実施。 ・バス車両前面への広報横断幕の掲示
不正改造車を排除するための街頭検査の実施	・警察機関等と連携した街頭検査を全国各地で実施 ・違反車両に対して整備命令を発令
不正改造車に関する情報収集	・運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」を設置 ・通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を指導

バス車両へ広報横断幕の掲示



電光掲示板を活用した広報



不正改造車を排除する街頭検査の実施



①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

不正改造車排除PRチラシ





不正改造車を排除する運動

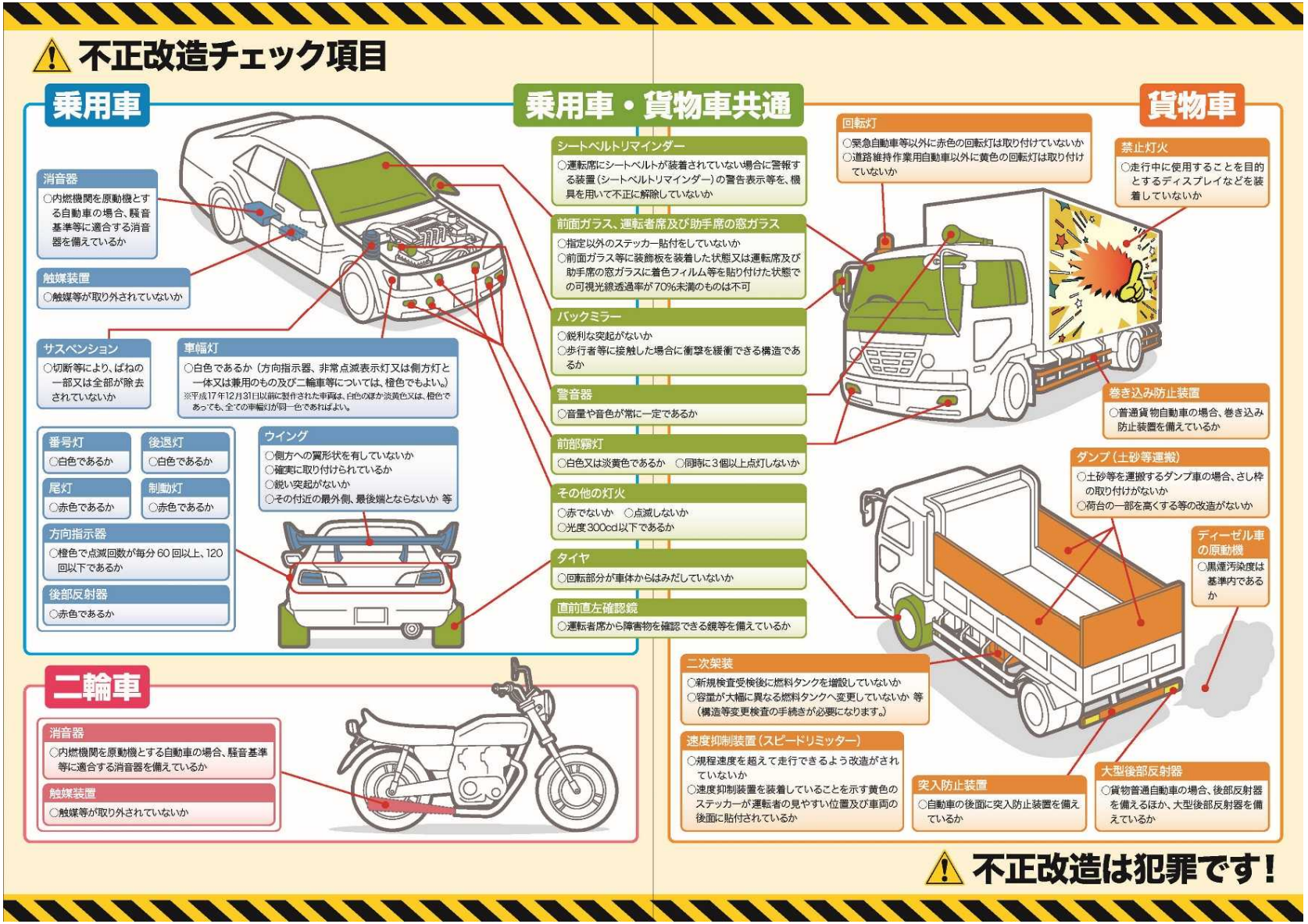
推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会　後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省　協力／独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

www.tenken-selbi.com

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

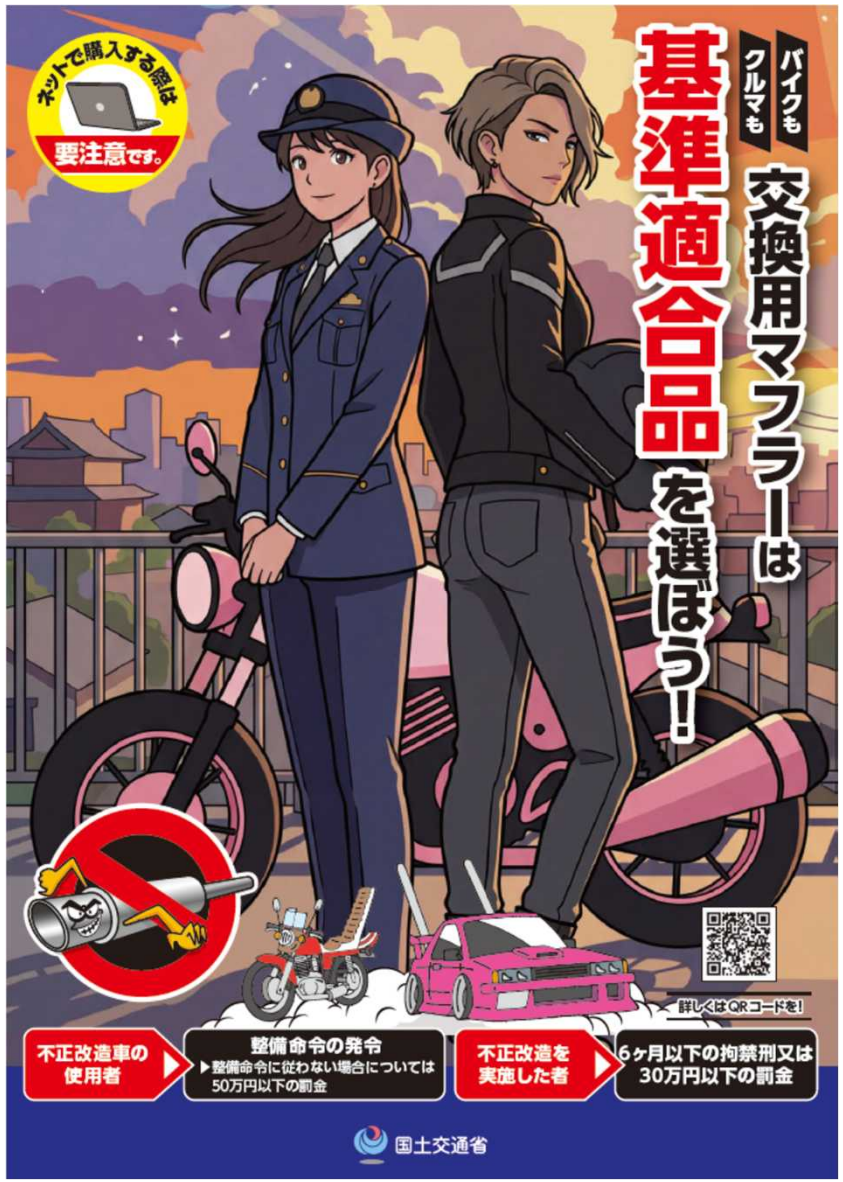
不正改造チェック項目



①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

基準不適合後付けマフラー排除PRチラシ





①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【自動車点検整備推進運動】（令和8年8月31日報道発表）

国土交通省は、自動車関係団体と協力し、9月・10月を『自動車点検整備推進運動』強化月間とし、全国各地で自動車の点検・整備の重要性を広く周知・啓発

- 自動車の不具合や故障等のトラブルを未然に防ぎ、環境に優しく経済的な運転を実現するためには、自動車ユーザー一人ひとりの点検・整備に対する意識向上が不可欠。
- 国土交通省は自動車関係団体とともに、内閣府、警察庁、環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構の協力を得て、毎年9月と10月を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として設定。
- この期間中、全国的に自動車ユーザーの保守管理意識を高め、点検整備の確実な実施を図るべく、広く周知・啓発活動を展開。

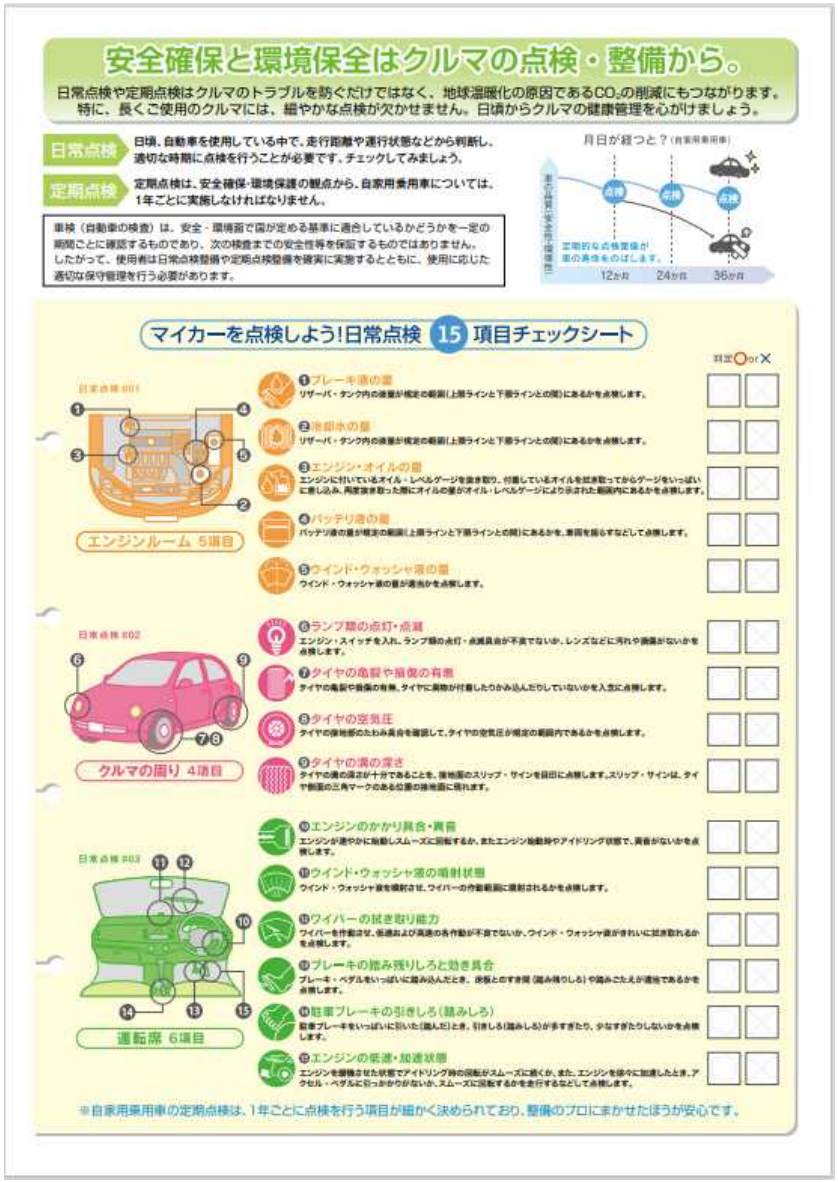
	内容
広報ツールを利用した周知・啓発	全国の自動車関係団体等の協力を得て、ポスター掲出やチラシ配布、デジタル掲示板でのPR画像配信等を通して、自動車の点検・整備の重要性を周知・啓発
特設サイトや各種SNSへの啓発動画の掲載	「点検整備やらナイト」のオリジナルキャラクターによる自動車の点検整備の重要性をわかりやすく解説した動画を作成し、特設サイトや各種SNSに掲載

①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

点検・整備の必要性の啓発（一般ユーザー対象チラシ）

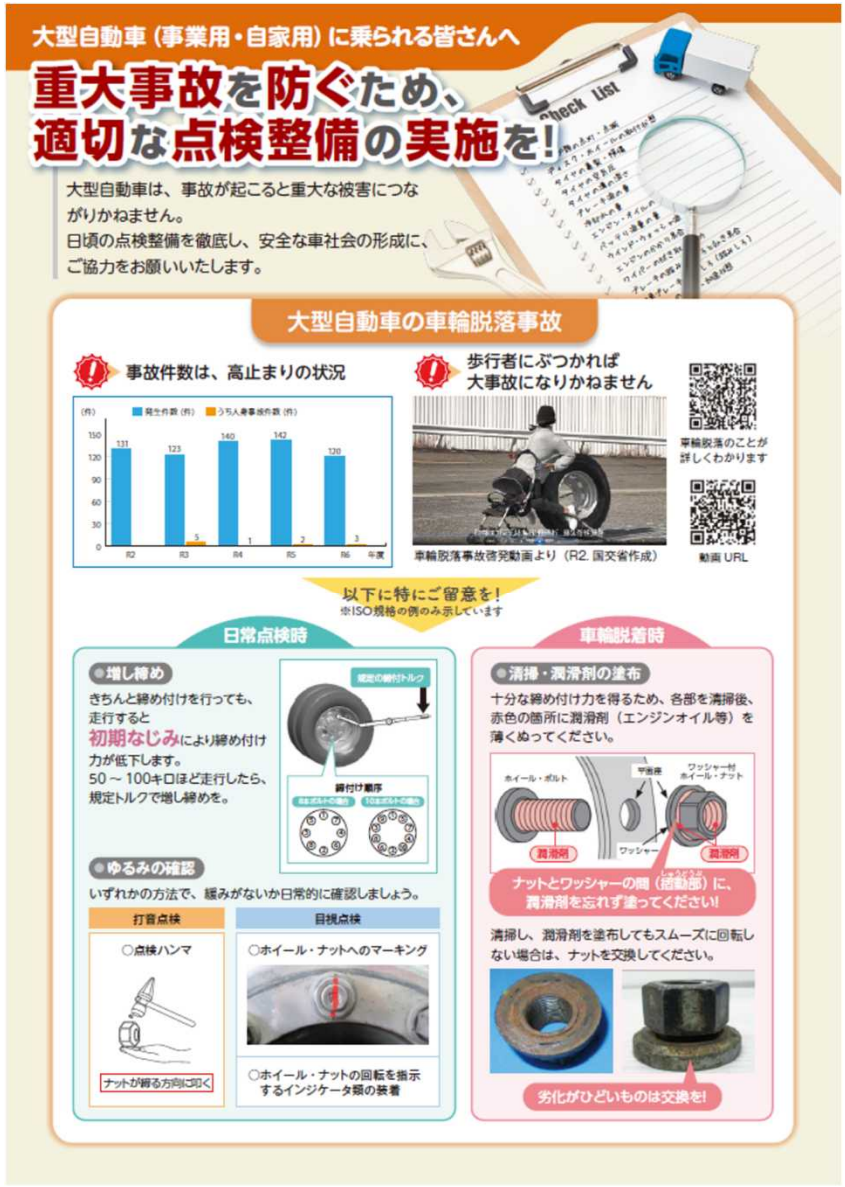




①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

事業用自動車に対する重点的な取り組み（大型車使用者・運送事業者対象チラシ）





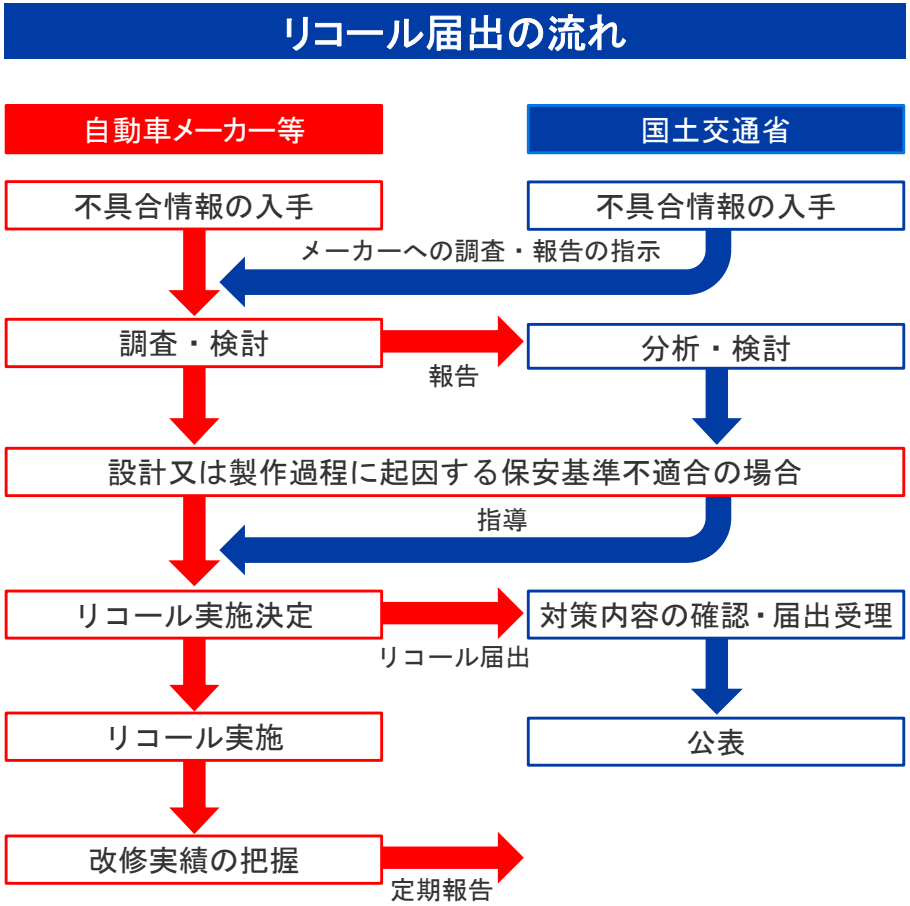
①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

【自動車の不具合情報ホットライン】

国土交通省では、自動車等のリコールの迅速かつ確実な実施のため、皆様からの不具合情報を収集している

- 自動車等のリコールは、設計・製造過程に問題があったために、適切に使用・点検整備を行っているにもかかわらず法律で定められた安全・環境基準（道路運送車両の保安基準）に適合しなくなる（又はその可能性がある）ものについて回収・修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。
- 自動車は適切にメンテナンスを行っていない場合などにも故障が発生するため、リコールに該当するかどうかは設計・製造上の問題で故障が発生したかどうかを分析・検討する必要がある。
- リコールのきっかけは、まず不具合情報を入手するところから始まる。集められた不具合情報を調査・分析し、その原因を究明。その結果、設計や製造に問題があり、保安基準に適合しなくなる（又はその可能性がある）とメーカーが判断し、改善措置を行う場合は、国土交通大臣に届出が行われる。



①整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

国土交通省

ご協力のお願い

リコールの迅速かつ適切な実施のため、

自動車に異常を感じられたら、

自動車不具合情報ホットライン

（通称：連ラクダ）に情報をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/hotline.html

または 連ラクダ 検索



②その他

国土交通省

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

本メールマガジンは、国土交通省が収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なことに関する情報を提供し、各運送事業者が事故防止に活用することを目的として配信



事業運営の
参考に

運転者への
指導の活用に

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/mailmagazine.html

または 事業用自動車安全通信 検索

②その他

国土交通省

【情報を取得するための方法】

国土交通省や関係団体のホームページも適宜参照されたい

- 国土交通省 物流・自動車局
 https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html
- 国土交通省 自動車総合安全情報
 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/
- 自動車点検整備推進協議会
 https://www.tenken-seibi.com/
- 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（JASPA）
 https://www.jaspa.or.jp/
- 一般社団法人日本自動車工業会（JAMA）
 https://www.jama.or.jp/
- 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会（JATMA）
 https://www.jatma.or.jp/